

第3期中期目標期間

業務実績報告書

自 平成25年4月 1日

至 平成27年3月31日

独立行政法人国立印刷局

目 次

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	1
1. 事務及び事業の見直し	1
(1) 経費削減に向けた取組	1
① 経費の削減	1
② 効率化の推進に向けた指標の設定	2
(2) セキュリティ製品事業における取組	3
(3) 情報製品事業における取組	4
(4) その他業務の見直し	4
① 診療所の管理運営の効率化	4
② 輸送業務・警備業務	5
2. 組織の見直し	5
(1) 虎の門工場印刷機能の移転等	5
(2) 人件費の削減	5
(3) 職員宿舎の廃止・集約化	6
3. 保有資産の見直し	6
(1) 虎の門工場敷地の適切な処分	6
(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分	7
(3) 東京病院敷地の適切な処分	7
(4) 廃止宿舎の適切な処分	8
(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討	8
(6) その他の保有資産の見直し	8
4. 内部管理体制の強化	9
(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保	9
(2) 情報の管理	11
(3) 製品の管理	13
(4) 防災管理	15
(5) 内部統制の充実・強化	16
5. その他の業務全般に関する見直し	17
(1) 給与水準に関する取組	17
(2) 随意契約等の適正化の推進	17
(3) 業務・システムの最適化計画の実施	25
(4) 公益法人等への会費支出の見直し	26

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する目標を達成するための措置	27
1. 通貨行政への参画	27
(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画	27
(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等	29
(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等	32
(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供	32
(5) 国際対応の強化	37
(6) 製品設計力の強化	39
2. 銀行券の製造等	40
(1) 銀行券の製造	40
① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	40
② 柔軟で機動的な製造体制の構築	41
③ 高品質で均質な銀行券の製造	41
(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組	41
3. 旅券、印紙等の製造等	43
4. 官報、法令全書等の提供等	46
III. 予算、収支計画、資金計画	49
1. 平成25年度～平成26年度予算及び決算	50
2. 平成25年度～平成26年度収支計画及び実績	51
3. 平成25年度～平成26年度資金計画及び実績	52
IV. 短期借入金の限度額	52
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある 場合には、当該財産の処分に関する計画	52
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に 供しようとするときは、その計画	54
VII. 剰余金の使途	54
VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項	54
1. 人事に関する計画	54
(1) 人材の効果的な活用	54

(2) 研修計画	57
2. 施設、設備に関する計画	60
3. 職場環境の整備に関する計画	61
(1) 労働安全の保持	62
(2) 健康管理の充実	65
4. 環境保全に関する計画	66

(参考)

・ 研究開発基本計画（骨子）	73
・ 国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）	75
・ 国立印刷局環境保全基本計画（第3期）	78
・ 独立行政法人国立印刷局の中期目標	81
・ 独立行政法人国立印刷局の中期計画	91

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

1. 事務及び事業の見直し

(1) 経費削減に向けた取組

① 経費の削減

本中期目標期間における固定的な経費の平均額は、これまで実施してきた、人員削減の取組の継続等により、516億円となり、前中期目標期間までの平均額582億円に対して11.3%（66億円）下回り、目標を達成した。

法人全体の固定的な経費

[単位：百万円]

区 分	前中期目標 期間までの 平均額 (基準額)	25年度実績	26年度実績	本中期目標 期間平均額	目 標
固定的な 経費	58,228	50,558	52,729	51,643	—
削減率 (%)	—	▲13.2	▲9.4	▲11.3	▲8.0

(注1) 平成25年度実績額は、組織の見直し、保有資産の見直しにより発生した費用162百万円及び環境対策投資により発生した費用161百万円を控除している。

(注2) 平成26年度実績額は、組織の見直し、保有資産の見直しにより発生した費用1,460百万円及び環境対策投資により発生した費用158百万円を控除している。

本中期目標期間における工場別及び本局の固定的な経費の平均額は、全ての工場及び本局において、前中期目標期間までの平均額を下回り、目標を達成した。

また、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発への影響を考慮しつつ、研究用消耗品の購入抑制等により削減に努めた。

(参考) 研究所の固定的な経費の削減状況

[単位：百万円]

区 分	24年度実績	25年度実績	26年度実績
固定的な経費	1,711	1,607	1,687

工場別及び本局の固定的な経費

[単位：百万円]

区 分	東京	王子	小田原	静岡	彦根	岡山	本局
前中期目標期間までの実績平均①	17,727	4,607	12,708	4,054	5,381	4,779	7,156
25年度実績	15,467	3,816	11,726	3,469	4,778	4,054	5,640
26年度実績	15,734	3,768	12,917	3,500	4,934	4,073	6,115
本中期目標期間実績平均②	15,601	3,792	12,321	3,485	4,856	4,063	5,878
対前中期実績平均②-①	▲2,127	▲814	▲386	▲569	▲525	▲715	▲1,279

(注) 東京工場は、第1・2期実績平均を含め、旧虎の門工場と滝野川工場の合算額としている。

② 効率化の推進に向けた指標の設定

給与減額支給措置による人件費の削減、製造体制及び業務の効率化による採算性の確保や管理運営の効率化に取り組んだ結果、経常収支率(注1)は、毎年度100%を上回り、目標を達成した。

また、本中期目標期間における売上高販管费率(注2)の実績平均値は、8.8%となり、前中期目標期間までの実績平均値9.4%を下回り、目標を達成した。

(注1) 経常収支率＝経常収益÷経常費用×100

(注2) 売上高販管费率＝販売費及び一般管理費(研究開発費を除く。)÷売上高×100

売上高販管费率

区 分	前中期目標期間までの平均値(基準値)	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間実績平均値
売上高販管费率	9.4%	8.5%	9.1%	8.8%

(参考) 経常収支率の推移

区 分	25年度実績	26年度実績
経常収支率	114%	110%

変動費については、ホログラムやパルプ等の数量・単価増により、平成26年度は8,151百万円（平成24年度比405百万円の増）となった。

変動費の大宗を占める原材料費について、調達価格の抑制に向け、品質上の問題が発生しないよう留意しつつ、調達先の拡大による一者応札の解消に取り組んだ。

具体的には、原材料等の調達に当たり、代替品・同等品への移行又は見だしに向けた市場調査、使用可否の確認実験等を実施するなど、対応事業者の拡大に取り組んだ。

その結果、実施した確認実験等により、7件の原材料等において新たに2者が技術審査合格となった。

なお、原材料費については、購入単価等の増が要因で、平成26年度においては、6,114百万円（平成24年度比470百万円の増加）となった。

（参考）変動費の推移

[単位：百万円]

区 分	24年度実績	25年度実績	26年度実績
変動費	7,746	8,125	8,151

（参考）原材料費の推移

[単位：百万円]

区 分	24年度実績	25年度実績	26年度実績
原材料費	5,644	6,013	6,114

原価管理システムの正常な稼働に努め、システムの円滑な運用を行うことにより、月次及び年次の原価計算を遅滞なく確実に実施した。

原価情報や損益情報を経営層等へ提供することにより、管理会計機能及び経営管理における意思決定支援機能の強化を図った。

標準原価計算に基づく原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有するとともに、原価管理に係る研修を実施する等の取組を行い、コスト意識の浸透・定着に努めた。

（2）セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業においては、銀行券、旅券その他偽造抵抗力を必要とする製品について、確実かつ機動的な製造管理体制を継続し、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施している。

平成26年度においては、銀行券の識別性を向上させた改良5千円券（ホ

プログラムの透明層の拡大及び形状変更)を確実に製造し、納入した。

また、偽造防止技術を高度化するため、将来の銀行券を始めとする各種セキュリティ製品への採用を視野に、実験設備等を活用した試作品の作製を通じて技術検証を行った(Ⅱ「1(2)偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等」参照)。

(3) 情報製品事業における取組

官報の普及及び製造に従事する職員に対して、インサイダー取引の発生防止に向け、研修等を活用し、一定の株取引を行わないよう指導するとともに、朝礼や職場ミーティングなどの機会を通じて注意喚起を行ったほか、公開前情報を取り扱う職員に対する外部講師による教育等を行い、情報管理を徹底した。

緊急時や災害時において、迅速かつ確実に緊急官報の製造・発行・掲示を行うため及び官報製造に関するバックアップ機能を円滑に稼働させるため、各種訓練を実施した(Ⅱ「4 官報、法令全書等の提供等」参照)。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)により決定された「インターネット官報の無料公開」(公開期間の拡大)の対処方針(平成23年8月)を受け、法律、政令等については、従来の直近30日間分に加え、平成15年7月15日以降に掲載された情報の提供を開始した(平成25年度)。

また、インターネット版官報(注)の公開期間拡大に合わせ、告示、公告等については、個人情報に配慮し、直近30日分の画像データを公開するよう対応を図った(平成25年度)。

さらに、国立印刷局ホームページの更新に合わせて、同ホームページ内に「本日の官報」のページを設け、当日分の官報を公開することにより、インターネットでの当日分官報記事へのアクセスを容易にした(平成26年度)。

(注) インターネット版官報

定められた範囲の官報について、無料で閲覧、印刷等ができるインターネットサービス

(4) その他業務の見直し

① 診療所の管理運営の効率化

診療所の経費の削減に関する取組として、本局及び各工場の診療所が加入する地域医師会(日本歯科医師会を含む。)について見直しを図り、全ての地域医師会を退会し、地域医師会に係る会費支出額の削減(▲316

千円)を行った。

各診療所において使用する医薬品については、購入に係る契約の更新に当たり、購入実績を調査し、同一薬効成分のものに関する精査等を行った(平成25年度)。

この結果、医薬品の品目数を319品目から205品目に削減し(▲35.7%)、ジェネリック医薬品の比率を23.8%から47.3%に高めた(平成26年度)。

ジェネリック医薬品の推奨及び医薬品の在庫管理の徹底について指示するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図るよう周知した。

② 輸送業務・警備業務

郵便切手の輸送業務における外部委託の可否について、セキュリティ上の観点も含めて検討した結果、平成25年度において外部委託による輸送に変更し、平成26年度においても継続して実施した。

警備業務の見直しについて、各省庁等における外部委託の状況の調査、各機関の現状の再確認、問題点の把握等を行うとともに、各種防犯理論等の調査を進め、更に民間警備業務の現状調査を踏まえ、警備業務を外部委託した場合のリスク分析及び評価を行った(平成25年度)。また、テロ等の破壊活動に対する脆弱性の検証及び問題点の把握のほか、テロ等の破壊活動の予防・対処に関して警視庁から情報収集を行った(平成26年度)。

2. 組織の見直し

(1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内(東京都北区)への移転については、平成25年10月に新たな施設が竣工し、平成26年4月1日の東京工場発足後、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう順次生産機械を移行し、平成26年6月末をもって全ての移転を完了した。

また、虎ノ門二丁目地区再開発事業への虎の門工場敷地の明渡しに向け、平成27年3月末までに、旧虎の門工場に残置した不用機械の処分等を実施した。

(2) 人件費の削減

人件費については、平成24年6月から平成26年5月まで行われていた、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく一般職の国家公務員の給与減額に準じた給与減額支給措置などにより、平成25年度は、26,493百万円、平成26年度は、28,389

百万円となった。

なお、同措置による影響を除いた場合には、平成25年度は、28,316百万円、平成26年度は、28,585百万円であった。

(参考) 人件費の推移

[単位：百万円]

区 分	24年度実績	25年度実績	26年度実績
人件費	27,719	26,493	28,389
増減率 (%)	—	▲4.4	7.2

(注1) 人件費：常勤役員及び常勤職員の人件費合計

(注2) 増減率は、対前年度実績比である。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月行政改革担当大臣決定）を踏まえた「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、職員宿舎の廃止・集約化に向けて取り組んだ。

- ・ 山の手線内にある全ての宿舎（神宮前宿舎（18戸）、神宮前第2宿舎（2棟12戸）、神宮前第3宿舎（18戸）、払方宿舎（16戸）及び薬王寺宿舎（2棟28戸））を廃止した。
- ・ 小田原宿舎の一部（2棟42戸）について、全入居者の退去が完了したことから廃止した（平成25年度）。

これらの取組の結果、「国立印刷局職員宿舎見直し計画」における削減目標（356戸の削減）に対して、134戸を削減した。

- ・ 東京都の防災都市づくり推進計画等により再開発事業地域となっている淀橋宿舎（12戸）について、再開発スケジュールにおける権利変換の日程等も考慮し、平成28年3月での廃止に向けて入居者への説明を実施した（平成26年度）。

3. 保有資産の見直し

(1) 虎の門工場敷地の適切な処分

虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内への移転及び隣接する本局の共同通信会館への仮移転を完了した（平成26年度）。

移転後の跡地については、虎の門工場敷地（虎の門工場敷地及び本局敷地）

を含む虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討することとしている。

再開発事業については、引き続き周辺地権者3者と設立した「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」（平成21年1月設立）において検討を進め、平成25年6月に「虎ノ門二丁目地区再開発事業に係る事業合意書」を締結し、平成26年7月に、虎ノ門二丁目地区の都市計画（都市再生特別地区・地区計画）が東京都都市計画審議会により決定され、再開発事業の施行が認可された。

また、東京都に対し、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく権利変換計画の申請を平成26年11月に行い、平成27年2月に権利変換計画が認可され、平成27年3月5日が権利変換期日となった。

（2）政府刊行物サービス・センター等の適切な処分

イ 政府刊行物サービス・センター

平成24年度に廃止した全国10か所の政府刊行物サービス・センターの建物等については、早期の国庫納付に向けて積極的に関係部局との協議等に取り組んだことにより、平成26年度末までの国庫納付を予定していた霞が関及び大手町の各政府刊行物サービス・センターを含めて、全て（賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。）国庫納付を完了した（平成25年度）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

ロ 西ヶ原第2敷地

西ヶ原第2敷地については、相隣関係の整理及び関係部局等との協議を進め、平成27年1月に現物による国庫納付を行った（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

（3）東京病院敷地の適切な処分

東京病院敷地については、現物（譲渡先に対し事業用定期借地権を設定）による国庫納付を行った。また、建物等の譲渡収入及び譲渡日から国庫納付日までの間に発生した敷地貸付料収入についても国庫納付を行った（平成25年度）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

(4) 廃止宿舎の適切な処分

平成26年3月に廃止した神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎については、現物での国庫納付に向けて、関係部局等と協議を行った。

また、平成25年度に廃止した小田原宿舎の一部の敷地については、宿舎の築年数、入居状況等を勘案した小田原地区の宿舎の在り方を検討する中で、当該敷地の保有の必要性について検討することとした。

(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館については、平成7年10月から小田原市との取決めにより、災害時には救援物資ターミナルとして活用されることとなっている。平成25年度には、小田原市からの当該施設を津波災害発生時の一時避難施設として活用したいとの要請に基づく同市との協議を進め、平成27年2月に同市と津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定を締結した。

また、厚生館については、保有の必要性や有効活用の方法について検討した結果、研修施設として活用することとし、耐震工事等の実施に向けた手続を進めた。

(6) その他の保有資産の見直し

イ 旧日原倉庫

平成24年度に廃止した旧日原倉庫の建物等については、賃貸借契約を締結していた当該敷地の所有者に有償譲渡し、譲渡収入を国庫納付した(平成25年度) (V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照)。

ロ 旧松山倉庫及び旧高知倉庫

平成22年度に廃止した旧松山倉庫及び平成23年度に廃止した旧高知倉庫については、現物による国庫納付を行った(平成26年度) (V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照)。

ハ 東京工場編集分室(さいたま市)

浦和税務署の移転に伴う、東京工場編集分室のさいたま新都心合同庁舎1号館から2号館への移転のため、同分室に係る建物等を国(関東財務局)の財産と交換した(平成26年度) (VI「Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」参照)。

ニ 静岡敷地

静岡市に対して児童クラブの建物の敷地として貸し付けていた静岡敷地について、不要財産として処分の必要性を認識していたものの、国庫納付に向けた処分計画を策定していなかった旨の会計検査院の指摘を踏まえ、国庫納付に向けた処分計画を策定した上で、現物の国庫納付に向けて、関係部局等と協議を行った（平成26年度）（平成25年度決算検査報告において「処置済事項」として掲記）。

ホ 改めて保有資産の現状を把握し、今後、不要財産となる可能性がある資産の洗い出しを行った。その結果、小田原工場敷地の一部にある集水路管理用地について、国庫納付に向け手続を進めることとした（平成26年度）。

4. 内部管理体制の強化

（1）リスク管理及びコンプライアンスの確保

リスク・コンプライアンス委員会（委員長：リスク・コンプライアンス統括責任者（理事長が指名する理事）、委員：本局各部長等）を始めとしたリスク管理・コンプライアンス推進体制の下、各年度において「リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」を策定し、着実に実施することにより、リスク管理の徹底と職員のコンプライアンス意識の高揚を図った。

なお、主な取組は、以下のとおりである。

イ リスク管理の状況

- ・ リスク情報については、リスク管理マニュアルで定めた管理体制に沿った、情報の迅速な把握及び報告や、的確な対応と再発防止措置の実施など、リスク管理の徹底を図った。また、各機関において、情報の共有を図り、類似事案の発生防止に努めた。
- ・ 発生したリスク事案に係る再発防止措置の実施状況についてフォローアップを行った（平成26年度）。
- ・ リスク管理マニュアルについて、リスク事案発生時に適切かつ迅速に初動対応を実行する体制を整備するため、責任者及びリスクレベル判断の明確化を図るとともに、リスク事案発生時の初動対応を明記する等、所要の改正を行った（平成26年度）。

- ・ 行政執行法人化による業務方法書の見直しに伴い、従来のリスク管理マニュアルを内部規程として整備した（平成26年度）。
- ロ コンプライアンスの確保に向けた取組状況
- ・ 「内部通報窓口」（コンプライアンス・ホットライン）の設置の主旨、連絡先、適切な活用等については、各機関への巡回説明会、各階層別研修等の機会を捉えて職員に周知した。
 - ・ 「リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」、コンプライアンスに関する職員意識調査結果等について巡回説明会を実施したほか、リスク・コンプライアンス統括責任者及びリスク・コンプライアンス委員会代表者（運営管理担当部長）と工場（平成25年度：彦根工場、平成26年度：東京工場）の代表者との座談会を実施した。
 - ・ コンプライアンス週間（7月）を設定し、外部講師による講演会の実施、職場内ミーティングの実施のほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した。
 - ・ 次年度以降の施策立案の基礎とするため、「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施した。
 - ・ 「コンプライアンス・マニュアル」について、具体的な事例を取り入れるなどの改定を行い、全役職員に配布した（平成25年度）。
 - ・ 平成26年5月から、事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」を毎月発行した。
- ハ 研修の実施状況
- ・ 階層別研修において、リスク管理及びコンプライアンスの推進に関する研修を実施した（採用時研修、監督者研修、管理者研修等 全10コース）。
 - ・ リスク・コンプライアンス・リーダーを対象に、コンプライアンスの推進に必要な知識を習得させ、推進活動の充実等を図るため、コンプライアンス推進実務研修を実施した。また、当該研修を踏まえ、各職場においてミーティングを実施した。

ニ 監事監査への対応等の状況

- ・ 監事による業務執行状況の監査において、コンプライアンスの確保に関する視点からの監査を受けた。
- ・ 内部監査部門において、コンプライアンスの確保を含む視点から監査を実施した。

ホ その他

平成21年6月から平成24年8月までの間、旧東京病院に勤務していた常勤医師5名が、取得した研究日に係る報酬を研究等先の医療機関等から得ていたにもかかわらず、当該研究日に係る給与を旧東京病院が減額せずに支給していたとの指摘を踏まえ、減額すべきであった給与の返納等、必要な処置を行った（平成25年度）（会計検査院による平成24年度決算検査報告において「不当事項」として掲記）。

（2）情報の管理

イ 偽造防止技術に関する秘密情報の管理

秘密管理に関する規則等の確実な運用や規則等の遵守状況の点検を通じて、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底した。

偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理を行うとともに、秘密管理の強化を目的として、各機関の秘密管理者等（各課長等）を対象とした秘密管理に関する研修を実施した。

また、各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検を行い、必要に応じて是正措置を講じた。

さらに、工場を対象として、本局職員による偽造防止に係る秘密情報の管理状況の実地点検を実施し、適切な管理が行われていることを確認した。

なお、偽造防止技術に関する秘密情報の漏えいはなかった。

ロ 情報セキュリティの確保に係る取組

情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用や同規則等の遵守状況の点検を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組んだ。

（イ）情報セキュリティに関する規則の整備

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改正に伴い、

「国立印刷局情報セキュリティ対策基準」を改正した（平成26年度）。

(ロ) 標的型メールによるサイバー攻撃事案の発生及び対策

- ・ 本局において標的型メールによるサイバー攻撃事案が発生したことから、財務省を経由し内閣官房情報セキュリティセンターに報告するとともに、全役職員に注意喚起を行った。

なお、パソコンの初期化等によるウイルス駆除により、サイバー攻撃事案による情報漏えい、ファイル破壊等の被害は発生しなかった（平成25年度）。

- ・ 標的型メールによるサイバー攻撃事案の発生に対し、標的型メール攻撃に対する初動確認手順書の作成、サイバー攻撃事案発生時の専用連絡窓口の設置等の対策を実施するとともに、サイバー攻撃を受けた場合の影響度の把握や迅速な初動対応を行う外部専門業者による調査支援サービスの導入に向けた手続を開始した。
- ・ 平成25年度に設置したPOC（注1）及びCSIRT（注2）の円滑な運用を図るため、CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を開催し、印刷局ネットワークシステムへのセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。
- ・ インターネット用ファイアウォールの機器更新に合わせ、機能強化を図るとともに、ウイルス対策管理用サーバを更新した。

(注1) POC（Point of Contact）

インシデント発生時に一元的に対応する専用の連絡窓口

(注2) CSIRT（Computer Security Incident Response Team）

組織において情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際に、組織の責任者へ速やかに報告し、被害拡大防止や早期復旧等を円滑に行うための体制

(ハ) 情報セキュリティに関する研修等

組織全体の情報セキュリティレベルの向上を目的として、国立印刷局情報セキュリティハンドブックを改定し、全役職員に配布（平成25年度）するとともに、情報セキュリティ研修等を、以下のとおり実施した。

- ・ 新規採用職員を対象とした、国立印刷局の情報セキュリティをテーマとする研修
- ・ 各機関の管理者を対象とした、サイバー攻撃対策等をテーマとする研修
- ・ 全職員を対象とした、ネット上の書き込みの注意等をテーマとする研修
- ・ 印刷局ネットワークの個人用パソコンを利用している者を対象とした、国立印刷局情報セキュリティハンドブックの内容等テーマとするeラーニングによる研修
- ・ ITトレーナー研修における情報セキュリティの講義

(二) 情報システムに関するセキュリティ確保のための対策

- ・ システム利用者の情報セキュリティに関する遵守事項について、システムごとに、利用者による自己点検を実施し、適切に遵守されていることを確認した。
- ・ 不正アクセス防止等を目的として、外部専門業者による印刷局ネットワークシステムと外部回線との接続箇所等の脆弱性検査を実施し、印刷局ネットワークの内部環境に対して、必要な措置を講じた。
- ・ 民間企業等における委託業者による情報漏えい事件を受け、国立印刷局の情報システムの委託業者に対して、情報セキュリティ対策の確認を実施した。その結果、再委託業者を含め全ての委託業者について、適切な情報セキュリティ対策が実施されていることを確認した（平成26年度）。

(3) 製品の管理

イ 製品の数量管理体制

製品の管理体制については、各工場において、作業考査（注1）及び標準点検（注2）を実施し、工程ごとの数量管理、製品の散逸防止、保管管理などが製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認するとともに、必要な是正措置を講ずるなど、製品の数量管理体制の徹底に向けて取り組んだ。また、一部工場においては、特別点検（注3）を実施した。

(注1) 作業考査

作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者が客観的な立場から年間4回点検するもの

(注2) 標準点検

作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの

(注3) 特別点検

作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、本局担当者が客観的な立場から必要の都度点検するもの

ロ 警備体制の維持・強化

困障警戒装置や入退室管理装置などの機器による警戒を行うとともに、困障の改修、入退室管理装置、監視カメラ等のセキュリティ設備の設置等によるセキュリティの強化を図った。

また、犯罪の多様化及びテロ等の破壊活動の脅威など社会を取り巻く環境が大きく変わりつつあることを踏まえ、破壊活動の抑止、被害拡大防止の観点からセキュリティの向上を図るため、現行の警備業務に加えて、外部委託による警備を導入することとし、小田原工場における試行導入に係る計画を策定した（平成26年度）。

なお、本中期目標期間を通じて製品の盗難事故は発生しなかった。

ハ 守秘義務を有する製品にかかる秘密漏えい防止の管理

官報等の原稿受付部門を含む秘密性の高いデータを取り扱う部門において情報漏えい対策ソフト（注4）を運用するとともに、コピーデータの管理の徹底、データの不正持ち出し防止のための物的措置や記録媒体の数量管理など、秘密漏えい防止策を実施した。また、守秘義務を有する製品の取扱いについて、取扱規程や作業標準書の遵守状況を点検する秘密管理点検を実施し、秘密漏えい防止の徹底を図るとともに、秘密管理が確実に行われていることを確認した。

官報製造工程においては、ISMS（注5）の継続運用を通じて、情報セキュリティ管理体制の維持・強化に取り組んだ。平成25年度においては、3年ごとに実施される更新審査で再認証を取得するとともに、平成26年度においては、維持審査に合格した。

なお、守秘義務を有する製品にかかる秘密漏えいは、発生しなかった。

(注4) 情報漏えい対策ソフト

記録媒体による情報の持ち出しを防止するため、各種接続端子の使用を制限することで、不正な機器を使用できないようにするソフトウェア

(注5) I SMS (情報セキュリティ・マネジメント・システム)

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み (日本情報経済社会推進協会が認定)

(4) 防災管理

イ 防災訓練の実施状況

各機関において地震対策マニュアルに基づき、大地震の発生を想定した情報伝達、初動措置、避難等の各種防災訓練を実施した。また、防災週間並びに秋季及び春季全国火災予防運動週間において、各機関でビデオ上映や講演等を実施し、職員の防災意識の啓蒙に取り組むとともに、応急救護訓練や初期消火訓練等を実施したほか、消防設備、危険物設備、防災機材、災害用備蓄食料、避難経路等の点検を実施した。

地震発生時等における全役職員の安否確認、緊急連絡等を迅速かつ容易に行うことを目的として、「安否確認サービス」(注)を導入するとともに、確認テスト及び訓練を実施した。また、津波防災の日における緊急地震速報訓練について、全機関が参加して身の安全確保など初動対応訓練を実施した。

(注) 安否確認サービス

地震発生時等における安否確認メールの自動送信、安否情報等の自動集計・管理、管理者による指示メールの一斉・個別送信等の機能を有するサービス

ロ 防災管理体制の維持・充実

大規模地震発生時の職員の安全確保と生産設備の被害を最小限に抑えることを目的として、地震発生時の揺れを感知し自動的に機械を停止させる感震装置について、平成25年度には全ての銀行券印刷機へ、平成26年度には全ての用紙断裁機への設置を完了した。

ハ 事業継続計画（BCP）の策定の状況

平成25年度に作成した主要業務（銀行券、旅券、官報）の事業継続計画（BCP）の原案に基づき、関係府省等との協議状況を踏まえ、BCPを策定した。

本局に事業継続推進委員会を設置し、事業継続に係る重要事項（BCPや必要な内部規程の整備等）について審議を行った。

（5）内部統制の充実・強化

国立印刷局に与えられた使命（ミッション）や果たすべき社会的役割を確実に遂行するため、理事長の下、以下のとおり内部統制を行った。

イ 法人のミッションの役職員への周知徹底

独立行政法人の理念、国立印刷局に与えられた使命（ミッション）や果たすべき役割、経営に関する基本方針、中期目標、中期計画及び年度計画について、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で役員及び職員に周知するとともに、局内ウェブに掲載し、常時閲覧を可能とするなど、周知徹底を図った。

ロ 重要な情報の把握

財務状況、国内外の偽造防止技術の動向、国立印刷局を取り巻く情勢等、組織にとって重要な情報は、定期的又は適時に、理事会を始めとする各種会議において、理事長がモニタリングを行った。

また、リスク事案の発生等に関する情報については、リスク管理マニュアルにおいて所定のルートを定め、理事長に迅速に報告する体制を整備し、運用を開始した（平成25年度）。

ハ 重要な課題（リスク）の把握・対応等

中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、国立印刷局の使命や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）とこれに対する措置を、本局各部及び各機関から抽出し、各種会議における審議を経て、各年度の重要課題として理事長が設定した。

設定した計画・課題等は、理事長を始めとする役員のメッセージとともに、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で、機会あるごとに繰り返し職員に周知徹底した。

設定した計画・課題等に対する措置状況は、定期的又は適時に、理事会を始めとする各種会議を通じて理事長がモニタリングを行った。

また、会計検査院等外部からの指摘や監事や内部監査部門による監査等から新たに認識された重要な課題に対する是正措置については、理事、本局各部長、各機関長のラインを通じて案を取りまとめ、理事会で各理事の意見を聴取した上で理事長が決定し、迅速に対応するとともに、是正状況等について、理事会を始めとする各種会議を通じて理事長が定期的にモニタリングを行った。

ニ 監事監査への対応

理事会等の局内重要会議に監事の出席を求めるとともに、業務運営上重要な情報を監事に提供した。

5. その他の業務全般に関する見直し

(1) 給与水準に関する取組

各年度における国立印刷局職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数が、事務・技術職員、研究職員ともに国家公務員より低い水準となった。

なお、この結果については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、毎年度6月に国立印刷局ホームページで公表した。

年 度	事務・技術職員	研究職員
25年度	91.2	77.4
26年度	90.4	75.8

また、給与水準については、監事によるチェックを受けた。

(2) 随意契約等の適正化の推進

平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、外部有識者等で構成される契約監視委員会で点検を受け、その審議結果等を国立印刷局ホームページで公表した。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、契約の適正な実施についてのチェックを受けるなど、以下の取組を行った。

イ 随意契約等見直し計画に基づく取組

(イ) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、真にやむを得ない事由により随意契約を行う場合には、随意契約の理由及び仕様内容を厳格に審査するなど、「随意契約等見直し計画」に定めた具体的取組を実施し、以下のとおり随意契約の適正化に取り組んだ。

① 随意契約理由等の厳格な審査

随意契約予定案件については、事前に要求部門と契約部門との間で協議を行い、随意契約の理由及び仕様書の内容を厳格に審査するとともに、「随意契約等見直し計画」との整合性を確認した。

② 総合評価落札方式等の拡大

情報システム関係、研修業務、広報業務など価格競争のみならず、技術的又は企画的な要素を含めた上で事業者を選定することが調達内容にふさわしい案件は、総合評価落札方式（注1）又は企画競争（注2）によることとし、競争性のある契約方式の適用に取り組んだ。

（参考）総合評価落札方式等の実績

区 分	25 年度実績	26 年度実績
総合評価落札方式	5 件	4 件
企画競争	6 件	6 件

（注1）総合評価落札方式

価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式

（注2）企画競争

複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、契約の相手方を決定する方式

③ 少額随意契約の見直し

少額随意契約としていたもののうち、同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い、一般競争入札へ移行した。

(参考) 契約方式別実績

[金額単位：百万円]

区 分	25 年度実績	26 年度実績	随意契約等 見直し計画
競争性のある契約	650 件(86%) 15, 117(52%)	682 件(87%) 17, 785(85%)	1, 006 件(86%) 24, 941(85%)
一般競争入札	623 件(83%) 14, 421(49%)	649 件(83%) 16, 395(78%)	990 件(85%) 24, 626(84%)
企画競争等	27 件(4%) 695(2%)	33 件(4%) 1, 390(7%)	16 件(1%) 315(1%)
競争性のない随意契約	102 件(14%) 14, 111(48%)	103 件(13%) 3, 163(15%)	159 件(14%) 4, 396(15%)
合 計	752 件(100%) 29, 228(100%)	785 件(100%) 20, 948(100%)	1, 165 件(100%) 29, 337(100%)

(注1) 「随意契約等見直し計画」の件数・金額は、平成20年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い策定したものである。

(注2) 企画競争等には、公募及び不落・不調による随意契約を含む。

(注3) 各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注4) 国立印刷局の行う随意契約のうち、他法人には見られない大きな特徴として、偽造防止技術の秘密を理由とした契約があり、銀行券等製造設備関係の大型の設備投資案件について、これを理由とした随意契約を行っている。製造設備関係の大型投資案件は、各年度により実施内容が異なっていることから、随意契約金額に毎年度大きな変動が生じている。

(ロ) 一者応札・一者応募の見直し

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、より競争性、公正性及び透明性を確保するため、制限的な仕様、参加資格等の設定により競争性を阻害していないか等の点検を契約計画段階で行った。

なお、一者応札・一者応募契約の見直しに向けた具体的な取組内容は、以下のとおりである。

① 入札参加申込期間の十分な確保

一般競争入札等における入札参加申込期間については、原則として、公示日の翌日から起算して申込期限の前日までの期間を営業日で10日以上とすることを徹底した。

② 公告周知方法の改善

公告については、国立印刷局ホームページ、入札情報公開システム、

官報への掲載及び各発注機関における掲示板により行った。また、より多くの者へ公告内容を周知するため、入札情報公開システムにおいて、入札公告に加え入札説明書及び仕様書の掲載を行った。

なお、参入業者をできる限り多く確保するため、同様同種契約の受注実績のある業者など参入が予想される業者に対して広くPR（契約窓口、電話等による案件紹介）に取り組んだ。

③ 仕様書の見直し等

仕様書については、特定事業者に有利なものとならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容となっているかを厳格に審査した。

また、入札参加資格における履行実績・技術審査等の条件設定により、新規事業者の参入を不当に制限していないか等を厳格に審査した。

なお、原材料等の調達に当たっては、対応事業者の拡大に取り組んだ結果、これまで一者応札となっていた契約のうち3件について一者による応札が解消したほか、仕様書の見直しを行い、3件について一者による応札が解消した。

④ 業務等準備期間の十分な確保

新規参入を促すため、業務等の内容に応じ、契約（落札決定）後の準備期間を十分に考慮した上で契約期間等を設定した。また、年度当初から業務等が開始される役務契約等については、落札決定から業務等の開始までに十分な期間が設けられるよう、原則として14日間以上の期間を確保した上で、入札日を設定した。

⑤ 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明は受けたものの、後日、入札参加を取りやめた業者等から、取りやめを決定した要因、参加が可能となる条件等について、事後に聴き取り調査を行い、対応可能なものは、以後の入札等に反映させた。

⑥ 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争参加資格等級については、予定価格に対応する格付等級のほか、引き続き、原則として、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとした。

その結果、本中期目標期間中の対象となる契約全ての案件について、

資格等級を拡大した。

⑦ 電子入札の拡大

電子入札システムについては、平成22年11月以降、原則として、全ての契約案件について運用を拡大し、入札参加機会の拡充と競争性の向上に取り組んでおり、本中期目標期間における運用率（電子入札可能対象件数に対する電子入札運用件数の割合）は100%であった。

（参考）電子入札運用件数の推移

区 分	25 年度	26 年度
運用件数	652 件	702 件

⑧ その他

情報システムの運用・保守、インターネット接続請負など、過去に契約実績がある者に有利となるおそれのある契約について検討を行い、競争性を確保するため、31件の契約について複数年契約による対応を図った。また、これ以外の契約についても、101件の契約について複数年契約による対応を図り、競争性の確保や費用の低減を図る観点から、18件の契約を9件にまとめたほか、賃貸借契約又は購入契約と保守契約を区分して調達している案件について一体で調達することができるか等の調査・検討を行い、14件の契約について一体で調達することとした。

（参考）一般競争入札等における一者応札・一者応募の実績 [金額単位：百万円]

応札者等数	25 年度実績		26 年度実績		随意契約等見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一者応札等	122 件 (19%)	6,247 (43%)	137 件 (21%)	6,648 (40%)	363 件 (38%)	10,127 (43%)
二者以上応札等	507 件 (81%)	8,269 (57%)	518 件 (79%)	9,822 (60%)	598 件 (62%)	13,217 (57%)
合 計	629 件 (100%)	14,516 (100%)	655 件 (100%)	16,470 (100%)	961 件 (100%)	23,344 (100%)

（注）各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

（ハ）契約監視委員会による定期的な契約の点検の実施

競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に関して、「随意契約等見直し計画」の実施や見直しが適切なものとなっているかについて、契約監視委員会において点検を受けた結果、同委員会による

意見の具申又は勧告はなかった。

なお、審議概要については、速やかに国立印刷局ホームページで公表した。

本中期目標期間中の契約監視委員会の開催実績は、以下のとおりである。

<p>第12回：平成25年6月4日開催</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none">平成24年度下半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（42件）及び一者応札・一者応募の契約（107件（平成24年度第4四半期に契約締結した案件のうち2か年度連続一者応札・一者応募の契約45件を含む。））についての個別審議（149件）新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2件）平成24年度の2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち平成25年度に競争入札を予定している案件（12件）「随意契約等見直し計画」のフォローアップとして平成20年度契約案件の見直し対象である平成24年度契約案件（274件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成25年6月28日</p>
<p>第13回：平成25年9月9日～9月20日 持ち回り審議</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none">新規の競争性のない随意契約を予定している案件（4件）平成25年度第1四半期の2か年度連続一者応札契約（12件）平成24年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成25年度に競争入札を予定している案件の事前点検（22件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成25年9月30日</p>
<p>第14回：平成25年12月13日開催</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none">平成25年度上半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（58件）及び一者応札・一者応募の契約（64件（うち2か年度連続一者応札・一者応募の契約16件））についての個別審議（122件）新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2件）平成24年度において2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち、平成25年度に競争入札を予定している案件（13件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成26年1月24日</p>
<p>第15回：平成26年3月5日～3月13日 持ち回り審議</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none">新規の競争性のない随意契約を予定している案件（3件）平成25年度第3四半期の2か年度連続一者応札契約（11件）平成25年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成25・26年度に競争入札を予定している案件の事前点検（16件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成26年3月20日</p>

<p>第16回：平成26年5月30日開催</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度下半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（44件）及び一者応札・一者応募の契約（58件（うち2か年度連続一者応札・一者応募の契約12件））についての個別審議（102件） 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2件） 平成25年度の2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち平成26年度に競争入札を予定している案件（14件） 「随意契約等見直し計画」の実施状況（フォローアップ）として、「随意契約等見直し計画」の基礎となった平成20年度契約案件の見直し項目について、関連する平成25年度契約案件の実施結果の審議（236件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成26年6月26日</p>
<p>第17回：平成26年9月8日～9月19日 持ち回り審議</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（3件） 平成26年度第1四半期（4月～6月）の2か年度連続一者応札契約（14件） 平成25年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成26年度に競争入札を予定している案件の事前点検（2件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成26年9月30日</p>
<p>第18回：平成26年12月8日開催</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度上半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（56件）及び一者応札・一者応募の契約（58件（うち2か年度連続一者応札・一者応募の契約15件））についての個別審議（114件） 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（3件） 平成25年度において2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち、平成26年度に競争入札を予定している案件（14件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成27年1月30日</p>
<p>第19回：平成27年3月17日～3月27日 持ち回り審議</p> <p>点検内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（1件） 平成26年度第3四半期の2か年度連続一者応札契約（6件） 平成26年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成27年度に競争入札を予定している案件の事前点検（22件） <p>審議概要のホームページ公表日：平成27年3月31日</p>

ロ 監事及び会計監査人によるチェック

随意契約の見直し及び契約適正化への取組状況について、監事による監査を受けるとともに、財務諸表監査の中で、会計監査人による監査を受け

た。

また、一定金額（3千万円）以上の調達案件について、承認済みの契約計画書を監事に回付するとともに、少額随意契約を除く全ての契約に関し、毎月、事後にチェックを受けた。

ハ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保

一定金額以上の施設・設備や情報システム関係の調達においては、理事及び本局各部長をメンバーとする設備投資及び調達委員会において、競争性、公平性及び透明性を確保するために、設計仕様、契約方法、スケジュールなどを審査した上で、理事会に付議した。

なお、情報システム関係の調達に関しては、仕様書等契約書類について、契約計画書の起案までに、情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）のチェックを受けた。

ニ 随意契約等見直し計画に基づく取組状況等の公表

国立印刷局ホームページにおいて、毎月の契約に係る情報のほか、以下の情報を公表した。

- ・ 「競争性のない随意契約」に係る契約情報（四半期ごと）
- ・ 前年度における契約状況のフォローアップ
- ・ 公益法人に対する独立行政法人からの契約による支出状況（毎月）及び契約以外による支出状況に関する情報
- ・ 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に関する情報（毎月）

ホ 障害者優先調達推進法に基づく対応

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）（平成24年法律第50号）の施行に伴う対応として、購買等契約細則の改正及び「独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、各年度、国立印刷局ホームページで公表するとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図った。

ヘ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づく対応

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）に基づき、物品等の調達の推進を図った。

ト 費用低減への取組

競争性のない随意契約を行う場合には、契約締結の都度、価格交渉を行い、費用の低減に取り組んだ。

チ 会計検査院からの指摘事項への対応等

一般旅券冊子用カーフの購入契約における予定価格の積算に当たり、原料の市場価格の変動率を誤って算定したため、支払金額が過大となっているとの会計検査院からの指摘を踏まえ、積算内容の確認体制を強化する見直しを行った（平成24年度決算検査報告において「不当事項」として掲記）。

また、測量・建設コンサルタント等の資格審査（平成25・26年度分）において、等級決定の積算に誤りがあったことが判明したため、迅速に再審査を行い、その結果を事業者等に再通知する等の対応を行った。この結果、事業者等からのクレームはなかった。

これらを受けて、理事長を委員長とする「入札・契約事務に係る検証委員会」を設置し、各事案の発生原因を特定するとともに、再発防止策を策定し、これを確実に実施した（平成25年度）。

（3）業務・システムの最適化計画の実施

平成19年度に策定（平成23年度改定）した「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組んだ。

なお、主な取組は以下のとおりである。

- ・ サイバー攻撃等への対応として、インターネット用ファイアウォールの機器更新に合わせ、機能強化を図った（平成26年度）。
- ・ 印刷局ネットワークシステム用のパソコンについて、セキュリティ対策に係るサポート対応が終了するWindows XPから、Windows 7へOSの切替えを行った（平成25年度）。
- ・ IPv4枯渇の影響を受けるネットワークの外部接続箇所について、IPv6（注）を導入した（平成25年度）。
- ・ メーカーの保守期間が終了する機器について、システムの安定稼働等を図

るため、ウイルス対策管理用サーバを更新した。また、印刷局ネットワークシステム用パソコンの更新作業を開始した（平成26年度）。

- ・ 印刷局ネットワーク利用者の利便性を向上するため、規則類や業務上必要な情報、周知事項等を掲示している国立印刷局業務ポータルサイト（局内ウェブ）を改善した（平成25年度）。
- ・ 印刷局ネットワーク運用管理支援請負作業について、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日改定閣議決定）に基づく民間競争入札を実施した（平成25年度）。
- ・ 調達に当たり、印刷局ネットワークシステム用パソコンの保守等、ライフサイクルコストを考慮した複数年契約を実施した。

（注） I P v 6（Internet Protocol Version 6）

次世代のインターネットプロトコル（インターネットで情報を交換するための通信規約）のこと。現行体系の I P v 4 に比べ、管理アドレス数が拡大されるとともに、セキュリティ機能が強化されている。

（4）公益法人等への会費支出の見直し

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）に基づき、公益法人等への会費支出の必要性及び金額の妥当性について厳格に精査するとともに、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき四半期ごとに国立印刷局ホームページで支出状況を公表した。

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出の状況

24年度実績	25年度実績	26年度実績
10,119,558円	749,050円	902,300円

（注）金額は「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき公表した金額の合計額

Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

1. 通貨行政への参画

(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

イ 国内外における銀行券に関する調査

通貨制度の安定に寄与するため、各国の銀行券製造機関等により構成される各種会議への参画や、国内外における通貨関係当局との情報交換を通じて、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行った（Ⅱ「1（5）国際対応の強化」参照）。

ロ 銀行券の種類、様式等の改善

目の不自由な人を始め、あらゆる使用者の利便性の向上と、使用環境に左右されない識別容易性を追求した銀行券の検討として、次期銀行券の基本設計の整理に取り組んだ（平成25年度）。

また、券種識別性の向上を目的として、新たな識別マークについて検討を行った（平成26年度）。

ハ 目の不自由な人も安心して利用できる工夫についての検討状況

銀行券の券種識別性の向上を目的として、5千円券の改良、携帯電話に搭載可能な銀行券の券種識別アプリケーションの開発等、券種識別装置のモデルの開発等に取り組んだ。

具体的な取組内容は、以下のとおりである。

(イ) 5千円券の改良

- ・ ホログラムの透明層（光沢性のある透明シール）の拡大と形状変更を行うことで、触感の違いにより、券種の識別を容易にした（平成25年度）。
- ・ 銀行券取扱機器の開発及び動作確認を目的とする企業等に対するサンプル券閲覧会を実施するとともに、サンプル券について、財務省と連携して目の不自由な人の団体を通じて、目の不自由な人に対するモニタリング調査を実施した（平成25年度）。

(ロ) 携帯電話に搭載可能な銀行券の券種識別アプリケーションの開発及び提供

携帯電話のカメラに銀行券をかざすことで現在発行されている銀行券

4種類の券種の識別を行い、音声でアナウンスするとともに、料額を画面に表示する 아이폰用音声式日本銀行券簡易券種識別支援アプリケーション（愛称「言う吉くん（スマホ）」）を開発し、アップル社の App Store から配信を開始した（平成25年度）。また、「言う吉くん（スマホ）」について、一部の機種に対して認識速度が遅かったことから、改善を施し、認識速度の向上を行った（平成26年度）。

なお、「言う吉くん（スマホ）」については、一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会の IAUDアワード2014 ソーシャルデザイン部門銀賞に選ばれた（平成26年度）。

（参考）「言う吉くん（スマホ）」ダウンロード件数（平成27年3月31日まで）

11,986件

（ハ）券種識別装置の開発及び情報提供

- ・ 銀行券のコーナー部を識別部分のカメラに密着させることで券種の識別を行い、音声でアナウンスする携帯型音声式日本銀行券簡易券種識別支援装置（愛称「言う吉くん（ポケット）」）のモデルを開発し、財務省と連携して、目の不自由な人の団体を通じて、目の不自由な人を対象とした当該モデルに関するモニタリング調査を実施した（平成25年度）。
- ・ 「言う吉くん（ポケット）」の開発及び提供に関心のある企業（37社）に対して、開発した「言う吉くん（ポケット）」のモデルに関する説明会を実施し、当該モデルの仕様、プログラム等に係る情報の提供を行った（平成25年度）。
なお、「言う吉くん（ポケット）」については、民間企業において製品化されている（平成26年度）。
- ・ 将来の銀行券改刷が、目の不自由な人にとって券種識別性の向上につながるよう、財務省と連携して、目の不自由な人の団体を通じて目の不自由な人に対するアンケートを実施し、取りまとめた結果について財務省に提出した（平成25年度）。

(2) 偽造防止技術等の効率かつ効果的な研究開発等

独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、第3期中期目標期間における「研究開発基本計画」を策定し、以下の取組を行った。

イ 研究開発の実施状況

各年度、「研究開発基本計画」に基づき、偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化等に関して、研究課題等の実施計画を策定し、研究開発に取り組んだ。

(参考) 研究課題等件数の推移

区 分	25年度実績	26年度実績
偽造防止技術の開発	9件	7件
効率化・合理化に向けた設備開発	5件	6件
製紙・印刷技術の高度化	6件	8件
製品開発に向けた取組	6件	6件
環境負荷低減に向けた取組	2件	3件
基礎的研究	4件	4件
合 計	32件	34件

具体的な取組は、以下のとおりである。

(イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組

将来の銀行券を始め、各種セキュリティ製品への採用を視野に、これまで培ってきた製紙・印刷技術を基に、新たな独自技術の創出に向けた技術開発や国立印刷局の中核技術の更なるレベルアップを目指した研究開発に取り組み、試作品の作製を通じて、実験設備等による技術検証を行った。

また、偽造防止の維持向上に関する特許出願を行った。

(ロ) 製造工程の合理化・効率化に関する取組

銀行券製紙工程における品質管理機能の強化及び用紙検査作業の効率化を目的とした用紙仕上機（試作機）の検証結果に基づき、実用機仕様案の整理に取り組んだほか、新たな偽造防止技術に対応するための検査装置や印刷機の開発を進めた。

また、製造工程の合理化・効率化に関する特許出願を行った。

(ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組

製紙技術については、次期銀行券用紙の紙料設計に向けて、各製紙用原材料の基本特性を整理した。

印刷技術については、新たな偽造防止技術の開発を目的に、インキ設計、版面設計等の確立に向けた検証に取り組んだ。

また、製紙・印刷技術の高度化に関する特許出願を行った。

(ニ) 製品開発に関する取組

次期銀行券を視野に、デザインと偽造防止技術を融合し、ユニバーサルデザインの思想を取り入れた銀行券の基本設計に係る取組として、作製した券面デザインに基づき、製紙・印刷工程における検証実験に取り組んだ。

また、製品開発に関する特許出願を行った。

(ホ) 環境負荷低減に向けた取組

事業者として環境保全に対する社会的責任を果たすため、電気使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。

(ヘ) 基礎的研究に関する取組

各種技術及び製品の調査分析を行うとともに、分析技術の基盤強化を図るなどの基礎的な研究開発に取り組んだ。

また、基礎的研究に関する特許出願を行った。

ロ 研究開発評価

研究開発活動の活性化を目的に、研究開発評価システムを運用し、研究課題等について、研究開発評価委員会により事前、中間及び事後評価を実施した。

評価に基づく研究実施計画等の必要な見直しについては、研究実施機関へフィードバックするとともに、各機関における研究開発活動に反映し、研究開発の質の向上に取り組んだ。

ハ 会議、学会等での発表・参画

各年度において、国内外の会議や学会等において発表・参画を行った結果、本中期目標期間における実績平均件数は65件となり、中期計画の目標（平均）を達成した。

区 分	25 年度 実績	26 年度 実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
発表・参画計	67 件	63 件	65 件	60 件
国内での学会 発表	2 件	3 件	—	—
国外での学会 発表	1 件	0 件	—	—
会議・学会への 参画(うち国際 会議)	64 件 (9 件)	60 件 (9 件)	—	—

ニ 特許

特許の出願や知的財産の活用については、基本方針を定め、知的財産権の確立、活用等に取り組む体制を整えている。これらの方針・体制の下、特許の出願、審査請求、権利維持の是非、他者への実施許諾について事業における有用性、影響等の評価を行うなど、知的財産力の強化に取り組んだ。

(イ) 特許出願状況

特許については、偽造防止技術、製造装置等の各分野において特許出願を行った結果、本中期目標期間における実績平均件数は61件となり、中期計画の目標を達成した。

区 分	25 年度実績	26 年度実績	本中期目標期 間実績平均	目 標
特許出願件数	60 件	61 件	61 件	60 件

(ロ) 特許権所有状況等

平成26年度末において所有している特許は327件であり、そのうち他者に実施許諾し収入を得ている件数は7件である（その他に、11件を実施許諾しているが、平成26年度中に収入を得ていない。）。

国立印刷局においては、将来にわたり銀行券等のセキュリティ製品への信頼を確保するため、内部実施を第一義として特許権等の知的財産権を管理しており、民間企業等から実施許諾申請があった場合には、事業への影響、使用目的等を考慮した上で、支障のない場合のみ許諾し、有効活用を図ることとしている。このため、実施許諾の件数や割合は、研究開発型の独立行政法人に比べると小さくなっている。

(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

「アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議」（注1）、「環太平洋銀行券製造機関会議」（注2）など、セキュリティ関連の国際会議への参画を始め、国内外の関係当局との連携や情報交換等を通じて、国内外における銀行券等の偽造動向、偽造防止技術、改刷の準備状況等の最新情報を収集し、調査・分析を行った。

なお、技術情報については、国内外における銀行券の偽造、改刷、偽造防止技術等の動向を、毎年度、セキュリティ・レポートとして取りまとめ、財務省に提出した。

(注1) アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議

アジア・中東・アフリカ地域における各国の銀行券製造機関、中央銀行、政府関係機関、世界の偽造防止技術関連企業などが参加し、銀行券の流通や偽造の状況、最新の偽造防止技術、品質・工程管理技術の動向などについて情報交換や議論を行うことを目的に設けられた会議

(注2) 環太平洋銀行券製造機関会議

環太平洋付近の国々における、政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的とする会議

国内外当局との情報交換については、通貨偽造に対抗するため、各年度、銀行券の偽造動向等について、警察庁等と情報交換を行った。

また、偽造通貨に関する関係省庁等連絡会議に参加し、通貨関係当局との情報交換を通じて、連携強化を図った（平成26年度）ほか、偽造通貨発見時の対応について、財務省、警察庁等の関係当局との情報交換等を実施し、連絡体制の整備に向けて協力した。

(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、国立印刷局ホームページや博物館等を通じて、国民に広く分かりやすく提供した。

具体的な内容は、以下のとおりである。

イ ホームページ等による情報の提供状況

- ・ 銀行券に関する情報（各券種の寸法等の基本情報及び偽造防止技術）を提供するとともに、事務・事業に関する情報（中期計画・年度計画・

調達関連情報等) を速やかに掲載した。

- ・ 博物館における特別展示やイベント情報の案内と内容に関する情報のほか、国立印刷局から出展を行う「東京国際コイン・コンヴェンション」や「お金と切手の展覧会」等の開催案内を掲載した（平成25年度）。
- ・ 分かりやすさ及び利便性を向上させ、全面的にリニューアルし公開した。具体的には、メニューの見直し及び掲載コンテンツの充実等により、銀行券の仕様や偽造防止技術等についてより分かりやすく情報を提供するとともに、スマートフォンやタブレット端末のユーザも支障なく閲覧することができ、高齢者等にも使いやすいものとなるようアクセシビリティを考慮したホームページを公開した（平成26年度）。
- ・ 博物館ホームページについても全面的にリニューアルし、収蔵資料等を積極的に公開した。具体的には、特別展等の見どころ紹介、収蔵品紹介、過去の展示や博物館ニュースのアーカイブ等の情報を新たに掲載した。また、収蔵品データベースを作成し公開した（平成26年度）。
- ・ 次世代を担う子供を対象として、銀行券やその他の製品について楽しみながら学べる子供向けページを作成し公開するとともに、ソーシャルネットワークワーキングサービス（Facebook）を新たに導入して情報の拡散を図るなど、コンテンツの更なる充実に取り組むとともに、適時に情報提供を行った（平成26年度）。
- ・ 工場見学やイベント等において、時代に即した効果的な広報活動が行えるよう、広報用映像及びパンフレットをリニューアルし、より分かりやすい銀行券の情報提供に努めた（平成26年度）。

(参考) ホームページのアクセス件数

区 分	25年度実績	26年度実績
アクセス件数	347,081 件	354,015 件

ロ 国立印刷局博物館の活動の充実

(イ) 国立印刷局博物館の展示内容

銀行券に関する情報（偽造防止技術、お札の歴史等）や、近代製紙産業の発祥についての紹介（国立印刷局の製紙事業は日本の近代製紙産業

の草分けであり、経済産業省の近代化産業遺産にも認定されている。)等の展示を行うとともに、最新情報の提供による展示内容の充実に努めた(平成25年度)。

収蔵資料の展示機会の拡大として、これまで行っていた「ミニ展示」を「特集展」と改め、展示点数を増やし、展示期間も延長することで、より多くの収蔵品をより多くの来館者に見学してもらう機会を拡大した。また、歴史的展示に重点を置き、常設展示の見直しを行った(平成26年度)。

(ロ) 博物館ニュースの発行

博物館についての関心を高め、銀行券等に関する情報を広めるため、博物館ニュースを発行し、入館者等へ配布した。また、特別展示の内容紹介記事について、学芸員の調査研究成果を活用した、より専門的な解説を掲載して内容の充実を図った。

(ハ) 特別展示等の開催状況

博物館における特別展示等の開催状況は、以下のとおりである。

年 度	特別展示等	内 容
25年度	(夏の特別展示) 「お札の紙」で紙を知ろう!	紙幣の製造において印刷とともに重要な「製紙」を取り上げ「お札の紙」の特殊性について紹介 (体験コーナー) 手すき体験
	(秋のミニ展示) 昭和6年と滝野川工場～関東大震災からの復興と新時代	昭和6年頃は紙幣製造史と官庁建築史の両面において転換期であり、滝野川工場はその象徴であったことを紹介
	(冬の特別展示) 切手と事件と舞台裏～こうしてぼくらは生まれた～	時代の世相が色濃く反映された特殊な切手を取り上げ、これらが生まれるきっかけとなった「事件」とその舞台裏の事情について紹介 (体験コーナー) 切手風記念撮影
26年度	(春の特集展) 富士百景～お札・切手に見る日本の象徴～	普段展示できない収蔵品のうち、世界遺産「富士」が描かれた製品を紹介

	(夏の特別展示) お札のかたち、お札の まよう～様式の世界史～	世界の紙幣のデザイン様式の変遷を系統的に分析し、デザインの機能や時代の特徴について紹介 (体験コーナー) お札のデザイン様式でハガキをつくろう
	(秋の特集展) 東京名所・朝陽閣～絵画 に残る印刷局工場～	東京名所として様々な画家によって描かれた朝陽閣の絵画を中心に、普段展示できない収蔵品を紹介
	(冬の特別展示) 紙幣と官報 2つの書 体とその世界	銀行券と官報に使われた印刷局独自の書体に焦点を当て、文字の機能や誕生の背景について紹介 (実演コーナー) 簡易印刷機「手フット印刷機」の稼働実演(毎週土曜日)

(二) 外部のイベントへの出展や協力

- ・ 東京国際コイン・コンヴェンション(5月)
銀行券の偽造防止技術の紹介等を行った。
- ・ 子ども霞が関見学デー(8月)
銀行券の偽造防止技術の紹介、券種識別性向上への取組の紹介等を行った。
- ・ 「お金と切手の展覧会」(7月又は8月)
銀行券の偽造防止技術の紹介等を行った。

区 分	25年度	26年度
開催地	宮城県仙台市	岡山県岡山市

- ・ 四国中央紙まつり(7月)
銀行券の偽造防止技術や券種識別アプリの紹介のほか、偽造防止技術の体験及び券種識別アプリの実演、官報情報検索サービスの紹介等を行った(平成25年度)。
- ・ 越前モノづくりフェスタ2014(9月)
越前と国立印刷局との関係紹介、銀行券の偽造防止技術の紹介、すかしの歴史の紹介、すき入れ美術紙の展示、券種識別アプリ「言う吉くん(スマホ)」の実演、1億円の重さ体験を行った(平成26年度)。

- ・ 第5回国際ユニヴァーサルデザイン会議2014（11月）
券種識別性向上の取組をテーマとした展示及び券種識別アプリ「言う吉くん（スマホ）」の実演を行った（平成26年度）。
- ・ その他、各種イベント等に協力した。

年 度	内 容
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行那覇支店、甲府支店、札幌支店及び徳島事務所 ・ 石川県・和歌山県各金融広報委員会 ・ 埼玉県吉川市 ・ 山梨中央銀行金融史料館
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行那覇支店及び徳島事務所 ・ 石川県金融広報委員会 ・ 埼玉県吉川市 ・ 葛飾しんきん協議会 ・ 埼玉県生活科学センター

(ホ) 入館者確保のための取組状況

より多くの人に来館していただき、国立印刷局の組織と銀行券等の製品に対する理解を得るために実施している特別展示などについて、幅広くPR活動を行った。

近隣自治体等に対しPR活動を行い、来館者の増加に取り組んだ。

特に、博物館の所在する東京都北区とは、「北区産業遺産イベント」への企画段階からの協力や、教育委員会を通じた区立小中学校への特別展示等の告知、関係部門を通じた各町会掲示板へのチラシの掲示を行うなど、緊密な連携を図った。

また、テレビ局、出版社、新聞社等の取材に応じ、博物館の魅力及び国立印刷局の存在意義を、全国各方面に向けて発信した。

(参考) 入館者数の推移

区 分	25年度実績	26年度実績
入館者数	20,557人	22,335人

(へ) 学芸員による講演等

年 度	講演等
25年度	<ul style="list-style-type: none">・ シンポジウム「北区の近代産業ルネッサンスー王子製紙・印刷局ー」・ 歴史講演会「北区における国立印刷局の紙幣製造事業～明治初期の創設、昭和初期の転換、そして現在～」・ 日本印刷学会第130回秋期研究発表会（11月）・ 財務省が発行する『ファイナンス』に「お札よもやま話」を寄稿
26年度	<ul style="list-style-type: none">・ 講演会「お札の不思議大発見」・ 北区区民大学講座「得能良介と近代紙幣～印刷局の創設と展開～」

ハ 工場における広報活動

各工場においては、夏休み期間や地域のイベント開催時に、各地域の在住者等を対象に工場特別見学会の開催やイベントへの出展を行い、製造工程の説明・見学、銀行券の偽造防止技術の紹介等を実施した。

ニ 目の不自由な人への必要な情報の提供状況

券種識別性向上のためホログラムの透明層を拡大した新しい5千円券の発行に当たり、報道関係者を招いて記念式典を開催しマスメディアを通じて周知を行うとともに、国立印刷局ホームページに掲載し、改良の内容等について広く国民に情報提供を行った（平成26年度）。

ホ 通貨関係当局と連携した、現金取扱機器の製造業者等に対する情報提供改良5千円券について、銀行券取扱機器の開発及び動作確認を目的とする企業等に対するサンプル券の閲覧会を開催した（平成25年度）。

(5) 国際対応の強化

銀行券の製造について国際的な水準を維持するための取組として、海外の関係当局との連携や情報交換等を積極的に行い、国際対応の強化に努めた。

具体的な取組については、以下のとおりである（括弧書きの国名は、開催地を示す。）。

イ 国際会議への出席、海外関係当局への訪問等

各年度において、国際会議に出席し、積極的な情報交換を行った。出席した主な国際会議は、以下のとおりである。

（平成25年度）

- ・ 欧州銀行券会議（注1）（材料委員会）
- ・ 通貨会議（注2）
- ・ アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議
- ・ 環太平洋銀行券製造機関会議
- ・ 国際証券印刷者会議（注3）
- ・ 欧州中央銀行鑑定センターシンポジウム（注4）

（平成26年度）

- ・ バンクノート2014
- ・ 欧州銀行券会議（セキュリティ委員会及び材料委員会）
- ・ アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議

また、以下の国の銀行券製造機関や通貨当局等を訪問し、調査、情報交換等を行った。

（平成25年度）

- ・ インドネシア
- ・ ベトナム

（平成26年度）

- ・ インドネシア
- ・ ベトナム
- ・ モンゴル

（注1）欧州銀行券会議

ヨーロッパ地域における各国の政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的とする会議。日本をメンバーとする「環太平洋銀行券製造機関会議」と相互に交流があり、同会議メンバー国はオブザーバー参加が可能である。

（注2）通貨会議

各国の中央銀行、銀行券印刷機関、商業銀行、銀行券の製造又は流通に係る民間企業等が参加する会議であり、銀行券の製造、発行、流通、廃棄等に関する情報交換を目的とする会議

（注3）国際証券印刷者会議

各国の中央銀行、銀行券印刷機関、商業銀行、銀行券の製造又は流通に関わる民間企業が参加し、銀行券を始めとするセキュリティ製品に関する偽造防止技術、製造技術等についての情報交換を目的

とする会議

(注4) 欧州中央銀行鑑定センターシンポジウム

ユーロ圏の各国、米国、イギリス、カナダ及び日本の中央銀行や政府関連の銀行券製造機関等が参加する会議であり、銀行券の流通、偽造動向、偽造防止技術等についての情報共有を目的とする会議

ロ 海外関係当局からの視察の受入れ等

以下の国の関係当局による視察を受け入れた。

(平成25年度)

- ・ ミャンマー、インドネシア、ベトナム、ドイツ、フィリピン、米国、ポーランド

(平成26年度)

- ・ インドネシア、モンゴル、オマーン、ロシア、ドイツ

(6) 製品設計力の強化

銀行券の次期改刷を想定し、肖像、主模様の彫刻、ラフ下図等の習作を始め、図案、彫刻等の各種習作について、各年度において計画的に作品の作製に取り組むとともに、偽造防止技術が効果的に発現できるデザインの作製に取り組み、製品設計力の強化を推進した。

また、第3回銀行券デザイナー会議(注)(カナダ)に初めて参画し、銀行券デザイナーによる銀行券設計者の役割及び最新の技術動向について情報収集を行った(平成26年度)。

(注) 「銀行券デザイナー会議」

各国の銀行券設計者によって組織されている非営利団体が主催する国際会議であり、各国の銀行券設計者、銀行券製造機関、中央銀行、民間企業等が参画し、銀行券のデザイン等について情報交換が行われている。

(参考) 年間取組作品数の推移

25年度実績	26年度実績
64作品(完成31作品)	79作品(完成25作品)

イ 工芸技術評価委員会

- ・ 工芸技術の維持・向上及び技術練磨の場として習作、受注活動関係の作品等を集め、部内評価会を開催し、工芸職員相互による意見交換を実施した。

- ・ 事業部門の職員等を含めた局内委員による内部工芸技術評価委員会を開催し、偽造防止技術に係る作品の評価を行った。
- ・ 外部の第三者委員（原版等の彫刻などに精通した有識者を含めた外部工芸技術評価委員会を開催し、彫刻・図案等に関する作品について、技術力、表現力、芸術的な完成度等に関する評価を行った。

これらの評価結果については、今後の作品の作製活動に反映させるため、作製者に対してフィードバックを行い、工芸技術の維持・向上に取り組んだ。

ロ 技術交流

- ・ 工芸技術者のスキルアップを図るため、中国印鈔造幣総公司（中国における銀行券製造機関）と彫刻技術に関する技術交流を実施した。具体的には、相互に凹版彫刻作品を送付し、技術的、美術的な観点に関する書面による意見交換を実施した。これにより得られた評価は、工芸技術者にフィードバックし、彫刻技術の向上に取り組んだ（平成25年度）。
- ・ インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流に向けた調整を行った（平成26年度）。

2. 銀行券の製造等

(1) 銀行券の製造

① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成

高機能な機械設備に更新し生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化を進めるとともに、製造工程ごとの進捗状況を管理し、本中期目標期間を通じて財務大臣の定める製造計画を確実に達成した。

また、5千円券に黒色で印刷されていた記号及び番号は、平成25年財務省告示第374号に基づき、色を褐色（暗い黄赤）に変更して製造した（変更後の銀行券は平成26年5月12日から発行）。

銀行券製造量の推移

25年度	26年度
31.5億枚	30.0億枚

② 柔軟で機動的な製造体制の構築

柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙部門における長期連続操業による機械稼働、印刷部門及び貼付部門における二交替勤務体制による機械稼働並びに検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。

③ 高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、徹底した品質管理を行うとともに、品質の更なる安定化を図るため、引き続き品質管理打合せ会、各種品質管理に関する研修などを通じて、品質管理手法に関する知識の習得やスキルアップに取り組んだ。

印刷工程においては、老朽化及びメーカーが撤退した検査装置の更新機を開発・導入し、運用を開始した。また、製紙工程においては、検査装置の検査精度の向上に向けた取組やオンライン装置を用いた全数検査に向けた検証を実施した。

改良5千円券については、改良されたホログラム（透明層の拡大及び形状変更）の安定した貼付条件を見いだすとともに、各種検査装置に与える影響の調査結果を踏まえた対応を図り、製造し納入を開始した。

前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値に対する総合損率の相対比率については、本中期目標期間の平均で製紙・印刷部門とも100以下となり、目標を達成した。

区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
製紙部門	91	96	94	100以下
印刷部門	76	89	82	100以下

（2）外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

イ 必要な体制の構築

外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けた取組を推進するに当たり、通貨関係当局等との緊密な連携を図るとともに、国立印刷局全体が機動的に対応するための体制整備として、国際業務グループを本局総務部から経営企画部に移管した（平成25年度）。

ロ 調査・情報収集

- 海外の銀行券発行機関のニーズを探求するとともに、国立印刷局が外国銀行券を製造する意思があることを伝え、応札に必要な入札実施状況等に係る情報収集を行うため、主にアジア地域の国々を訪問するとともに

に、国際会議の場を活用して、各国中央銀行等の参加者から情報収集を行った。

これらの活動を通じて、海外機関のニーズの把握や国立印刷局から提供可能な製品等について検討を行った。

- ・ 外国政府等の紙幣等製造の受注等に向けた諸課題に取り組むことを目的とした検討会を設置し、外国紙幣等の製造や技術協力について検討を行った（平成26年度）。
- ・ 平成25年度から実施しているアジア地域の情報収集活動等について、ブータンの通貨関係当局を訪問し現地調査を実施するとともに、財務省と合同でモンゴルの通貨関係当局を訪問し、銀行券の技術に関する情報交換や入札に参加するなど、受注等に向けた取組を行った（平成26年度）。

ハ 製造技術協力の実施

(イ) インドネシア

- ・ インドネシア銀行、インドネシア政府証券印刷造幣公社等を訪問し、インドネシアにおけるデノミの状況を調査するとともに、銀行券の製造や管理に係る協力の可能性等について意見交換を行った。また、インドネシア政府証券印刷造幣公社からの工場視察を受け入れるとともに、国立印刷局における銀行券の製造や管理に係る説明及び意見交換を行った（平成25年度）。
- ・ インドネシア政府証券印刷造幣公社との間で技術交流に係る覚書を締結した（平成26年度）。

(ロ) ベトナム

- ・ ベトナム国家銀行からの技術支援の協力要請に基づき、財務省と合同で同銀行を訪問し、ベトナム国家銀行印刷所の新工場建設に当たっての方向性や今後の具体的な支援内容等の調査及び意見交換を行った。また、ベトナム国家銀行職員に対して、JICAの協力の下、生産管理に係る短期受入研修及びインキ製造に係る短期受入研修を実施した（平成25年度）。
- ・ 技術協力プロジェクトの企画・立案の参考とするため、JICAが

らの要請に基づき調査団の一員としてベトナム国家銀行印刷所を訪問し、現状確認及び担当者との意見交換を行った。その後、ベトナムと J I C A との技術協力プロジェクトに係る合意書に基づき、専門家(職員) 1 名をベトナム国家銀行に長期派遣した(平成 2 6 年度)。

3. 旅券、印紙等の製造等

イ 偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、顧客のニーズや製品の特性を踏まえた上で計画的に偽造防止技術の開発に取り組んだ。

情報管理については、偽造防止技術に関する秘密管理を徹底するとともに、個人情報を用いられる製品について、当該個人情報を的確かつ効率よく保護し、管理するため、王子工場において I S O / I E C 2 7 0 0 1 (情報セキュリティに関する規格) を取得した。また、今後予定される新規製品への展開を視野に、個人情報保護の管理体制、運用方法等について検討を行った(平成 2 6 年度)。

ロ 製造体制の合理化・効率化

- ・ 旅券の製造に当たっては、製品の需要に対応するため、引き続き二交替勤務体制を継続した。また、既設印刷機の更新に伴い、旅券の製造の一層の効率化を図るため、紫外線によるインキ乾燥機能、高機能の蛍光発光検査装置、自動刷版交換装置等を具備した諸証券用特殊印刷機(1台)を導入した(平成 2 5 年度)。
- ・ 引き続き多能化の推進による部門間の人員交流等を行い、旅券、印紙等の安定的かつ確実な製造を行った。
- ・ 印紙等の製造に当たっては、工場間において製品交流を行うとともに、印刷機上での検査装置による品質検査を導入し、効率的な製造に努めた(平成 2 6 年度)。

ハ 旅券の製造及び研究開発

旅券の製造については、旧旅券の的確な終結処理を行いつつ、新旅券の製造に円滑に移行し(平成 2 5 年度)、新たに採用された偽変造・改ざん防止技術等について、品質管理・品質保証を確実にを行うとともに、安定的かつ確実な製造を行い、顧客の要望に応じた納品を完遂した。

また、旅券の安定的な発給に寄与するため、災害等の非常事態発生時を意識した生産計画の策定、工程管理・設備保全の実施や各種材料の在庫の確保を図った（平成26年度）。

旅券の納入数量

25年度実績	26年度実績
4,134千冊	3,959千冊

将来の旅券の開発に係る取組については、以下のとおりである。

- ・ 将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向調査を行うとともに、関係当局と情報交換を行った（平成25年度）。
- ・ 国際民間航空機関（ICAO）（注1）の新技术作業部会（NTWG）（注2）等に参画し、関係当局と次期旅券に搭載すべき機能などについて意見交換を行った。
- ・ ICAOが主催するシンポジウム（カナダ）に参画し、IC旅券に関する基本方針や将来展望などについて情報収集等を行った（平成26年度）。
- ・ SDW2014（イギリス）（注3）に参加し、旅券やIDカード等の最新技術や製造方法等の情報収集を行うとともに、イギリス及びドイツの旅券関係当局を訪問し、発給状況や製造体制の調査を行った（平成26年度）。
- ・ カルテス（CARTES）（注4）（フランス）に参加し、旅券冊子やICカードに関する海外の最新技術について調査するとともに、関係者との意見交換を行った。

（注1）国際民間航空機関（ICAO）

国際民間航空条約に基づき設立された国連の専門機関で、旅券に関する国際標準策定などが行われている。

（注2）新技术作業部会（NTWG）

旅券におけるICチップや生体認証技術等の新技术の応用及び国際標準の検討などが行われている。

（注3）SDW（Security Document World）2014

旅券を含めたセキュリティドキュメント（運転免許証・住民基本台帳カード等）全般に関する製造機器関連企業が集う国際的展示会（注4）カルテス（CARTES）

約450社が参加するICカードとデジタル・セキュリティ技術を展示する国際的展示会

ニ その他セキュリティ製品

- ・ 印紙及び郵便切手については、安定的かつ確実に製造し、納入した。

印紙及び郵便切手の納入数量

区 分	25年度実績	26年度実績
印紙	777,719千枚	800,783千枚
郵便切手	3,443百万枚	1,819百万枚

- ・ 顧客の要望事項や仕様変更を想定した試作品の作製、製造条件の整理に取り組むとともに、一部の試作品については、顧客へプレゼンテーションを行った。
- ・ ICカードを含むセキュリティ製品について、ドイツの関係当局を訪問し、各種調査及び意見交換を行うとともに、市場調査及びサンプル作製を行った（平成25年度）。
- ・ 普通切手、自動車重量税印紙及び自動車検査証用紙の仕様変更について、顧客の要望を踏まえた対応を行い、新たな仕様の製品を製造し、納入した。
- ・ 新規製品として、各種偽造防止技術を採用した「証明書台紙」のほか、国が導入する社会保障・税番号制度において利用される「番号通知カード等」を受注した（平成26年度）。
- ・ 「政府郵便切手製造機関協会会議」（中国）（注5）に出席し、技術発表を行うとともに、各国出席者と交流を図り、情報収集を行った（平成26年度）。

（注5）政府郵便切手製造機関協会会議

自国の郵便切手を過半数以上製造する中央政府に属する機関等が参加し、郵便切手の製造に関する技術的問題の討議、情報の交換及び技

術交流を目的とする会議

4. 官報、法令全書等の提供等

イ 情報管理の徹底

官報公開前情報に関する秘密情報の管理については、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を進めるとともに、関係職員を対象として配転時及び年度始めに情報製品事業におけるインサイダー情報管理について周知及び再確認を行った。また、インサイダー取引規制に関する研修を実施した。

官報公告を取り扱う官報販売所及び官報公告取次店に対して、官報公告研修会等の機会を利用し、官報公告の掲載前情報の厳正な取扱いを要請した。

ロ 迅速かつ確実な製造

(イ) 緊急官報の発行実績

特別号外（通常発行以外の官報号外）の製造実績は、以下のとおりである。

緊急官報の発行実績

	25年度実績	26年度実績
特別号外 (通常発行以外の官報)	24件	36件
うち、原稿入稿日に発行・ 掲示が求められたもの	9件	7件

(ロ) 緊急官報の製造訓練

緊急時や大地震の発生時においても、迅速かつ確実に緊急官報の製造・発行・掲示を行うため、政府の「防災の日総合防災訓練」の中で、内閣府、国立印刷局及び東京都官報販売所が連携し、官報特別号外（緊急官報）「緊急災害対策本部の設置」、「災害緊急事態の布告」及び「災害緊急事態対処基本方針」の製造訓練を実施した。

また、原子力災害対策本部の設置を想定した特別号外（緊急官報）の製造訓練を実施した。

(ハ) 編集分室における官報の製造訓練

官報製造のバックアップ機能を有する東京工場編集分室（さいたま市）においては、毎月実施している編集分室内緊急官報製造訓練のほか、東京

工場からメインシステムを切り替え、入稿から印刷まで一貫した製造を行う官報製造訓練を実施した。

(二) 官報BCP体制の整備

内閣府及び内閣官房との意見交換を通じて、官報BCPに関する共通認識を深めた。また、災害時における国立印刷局の業務が、内閣府本府業務継続計画中に位置付けられた（平成26年度）。

(ホ) 国会用製品等の製造体制

予算書などの国会用製品等については、発注者からの要請に迅速に対応する体制を確保するとともに、確実に製造を行った。

ハ 官報の電子的手段による提供の推進

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）により決定された「インターネット官報の無料公開」（公開期間の拡大）の対処方針（平成23年8月）を受け、法律、政令等については、従来の直近30日間分に加え、平成15年7月15日以降の提供を開始した（平成25年度）。
- ・ また、インターネット版官報の公開期間拡大に合わせ、告示、公告等については、個人情報に配慮し、直近30日分の画像データを公開するよう対応を図った（平成25年度）。
- ・ 国立印刷局ホームページに「本日の官報」のページを設け、当日分の官報記事へのアクセスを容易にするとともに、インターネット版官報のバックアップとしても機能するよう対応を図った（平成26年度）。
- ・ サーバ室内に急激な室温上昇がみられたことから、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの提供を一時的に停止させた。対応策として温度検知センサーを設置する等、物的対策を講じるとともに、システム管理機能の強化等について検討を行った（平成26年度）。

ニ 訂正記事箇所数の削減

官報の訂正記事箇所数の削減を目的として、情報連絡会を開催し、正誤発生の原因分析、再発防止策を検討するとともに、部門相互の情報共有を図った。

これらの取組により、訂正記事箇所数については、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率が、本中期目標期間中の実績平均値は77となり、目標（100以下）を達成した。

区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
官報訂正記事箇所数	0.30	0.36	0.33	0.43
相対比率	70	84	77	100以下

電子入稿の促進及び円滑な運用を図るため、総務省行政管理局が主催する研修会において、官報原稿送付書作成ツール（注1）の操作等について説明した。

なお、官報原稿送付書作成ツール利用省庁等のうち、公正取引委員会が、「政府調達公告受付機能」（平成24年度追加機能）の活用を新たに開始した（平成25年度）。

官報システムの更新に伴い、電子入稿対象記事の拡大等大幅な改善が図られたため、官報販売所及び官報公告取次店に対して新システムの操作研修を実施した。また、総務省行政管理局と電子文書交換システム及び法制執務業務支援システム（注2）に関する情報交換を行った（平成26年度）。

（参考）官報原稿送付書作成ツール利用省庁等

衆議院、国立国会図書館、内閣法制局、公正取引委員会、公害等調整委員会、文部科学省、気象庁、経済産業省、会計検査院、国立障害者リハビリテーションセンター

（注1）官報原稿送付書作成ツール

省庁間電子文書交換システムを使用して、政府共通ネットワーク経由で官報原稿（公文、官庁公告、政府調達公告）の複数案件を一括して入稿する機能を有するツール

（注2）法制執務業務支援システム

法令所管府省・部局等において、引用法令の照会・取りまとめ・「改め文案」等の自動作成を支援し、官報の電子入稿まで行うことを想定したシステム

Ⅲ. 予算、収支計画、資金計画

イ 部門別収支

統合業務システム（ERP）による出荷情報や原価情報などを基に、セキュリティ製品事業と情報製品事業の事業別に収支を把握した。

本中期目標期間を通じて事業別の営業収支率（注）は、セキュリティ製品事業、情報製品事業ともに100%を上回った。

（注） 営業収支率＝売上高÷営業費用×100

事業別の営業収支率は、財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の営業費用を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値である。

（参考） 事業別営業収支率の推移

区 分	25年度	26年度	合 計
セキュリティ製品事業	110%	109%	110%
情報製品事業	133%	111%	121%

（注） 各欄積算の合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

ロ 民間企業と同等の財務内容の情報開示状況

損益計算書の当期製品製造原価の内容を記載した「製造原価明細書」を財務諸表に添付するなど、民間企業と同等の財務内容を公表しているほか、事業報告書に、財務諸表の概況や事業別収支、損益の発生要因等を分かりやすく記載し、公表している。

財務諸表については、財務大臣の承認を受けた後、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第4項の規定に基づき、官報及び国立印刷局ホームページにより公表するとともに、閲覧に供するため、本局に備え置いた。

（参考） 財務諸表（前年度）の公表日等

区 分	25年度	26年度
財務大臣の承認日	6月25日	6月30日
官報掲載日	8月6日	8月6日
ホームページ掲載日	7月3日	7月7日

なお、財務諸表等については、監査日程が十分に確保されるよう、監査報告書の提出期限の遅くとも4週間前に機関決定を経た上で会計監査人へ提出することとした。

本中期目標期間中の予算、収支計画、資金計画に対する実績については、以下のとおりである。

1. 平成25年度～平成26年度予算及び決算

平成25年度～平成26年度予算及び決算

[単位：百万円]

区 分	予算額	決算額
収入		
業務収入	138,929	141,977
その他収入	2,572	2,752
計	141,500	144,729
支出		
業務支出	115,800	117,049
人件費支出	75,835	75,324
原材料支出	11,718	13,854
その他業務支出	28,247	27,872
施設整備費	35,171	30,307
計	150,971	147,356

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

人件費支出は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用の本中期目標期間における実績は、54,883百万円であった。

(参考) 人件費の年度別実績

[単位：百万円]

本中期目標 期間見込額	25年度	26年度	合 計
54,879	26,493	28,389	54,883

2. 平成25年度～平成26年度収支計画及び実績

平成25年度～平成26年度収支計画及び実績

[単位：百万円]

区 分	計画額	実績額
収益の部		
売上高	132,313	133,302
営業外収益	1,038	1,144
特別利益	0	2,911
計	133,351	137,357
費用の部		
売上原価	104,693	102,297
販売費及び一般管理費	16,932	17,444
営業外費用	481	546
特別損失	1,791	1,843
計	123,897	122,130
当期純利益	9,454	15,227
目的積立金取崩額	0	0
当期総利益	9,454	15,227

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

国立印刷局は、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算を基本とした業務運営を行っており、経費全般の削減等に努めた結果、平成25年度及び平成26年度の当期純利益の合計額は15,227百万円となった。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)附則第14条第1項の規定に基づき、4,973百万円(給与減額相当分509百万円を含む。)を平成27年7月10日までに国庫納付する予定である。

3. 平成25年度～平成26年度資金計画及び実績

平成25年度～平成26年度資金計画及び実績

[単位：百万円]

区 分	計画額	実績額
資金収入	360,586	371,415
業務活動による収入	140,216	143,276
業務収入	132,378	133,433
その他収入	7,838	9,842
投資活動による収入	219,539	227,329
財務活動による収入	0	0
前期よりの繰越金	830	810
資金支出	359,725	370,527
業務活動による支出	130,645	129,809
原材料支出	11,179	12,923
人件費支出	77,191	76,098
その他支出	42,276	40,788
投資活動による支出	227,651	239,167
財務活動による支出	1,429	1,552
翌年度への繰越金	861	887

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

IV. 短期借入金の限度額

短期借入れの実績はなかった。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

組織の見直し及び保有資産の見直しにより不要財産の処分を積極的に進め、現物（15,146百万円）及び譲渡収入（1,552百万円）を国庫へ納付し、国の財政に貢献した。

1 現物納付（15,146百万円）

現物納付した資産

資産名	納付額（百万円）	国庫納付日
政府刊行物サービス・センター （札幌・大阪・福岡・沖縄）	150	平成25年5月31日
政府刊行物サービス・センター （仙台・名古屋・広島）	27	平成25年6月10日
政府刊行物サービス・センター （霞が関・大手町）	10,845	平成26年3月13日

東京病院	3,357	平成25年6月20日
旧松山倉庫	240	平成26年4月25日
旧高知倉庫	397	平成27年1月30日
西ヶ原第2敷地	130	平成27年1月30日

2 金銭納付（1,552百万円）

金銭納付した資産

資産名	入札実施日 又は相手先	譲渡日	国庫納付日
東京病院	平成24年11月28日	平成25年4月1日	平成25年6月28日
旧日原倉庫	西いわみ農業協同組合	平成25年6月4日	平成25年6月28日
小田原工場 （一部） （保育園）	随意契約 （小田原市）（注1）	平成25年5月24日	平成25年6月20日
	随意契約 （小田原市）（注2）	平成26年4月11日	平成26年4月28日
東京工場編集 分室 （交換差金）	国（関東財務局）	平成26年9月12日	平成27年3月30日

（注1）小田原工場（一部）（保育園）

5年間の分納の一部として小田原市から受領した譲渡収入（土地の売払代金の5分の1の金額及び建物等の売却代金）

（注2）小田原工場（一部）（保育園）

5年間の分納の一部として小田原市から受領した譲渡収入（土地の延納代金の4分の1の金額及び建物等の売却代金）

3 その他

静岡市に対して児童クラブの建物の敷地として貸し付けていた静岡敷地については、国庫納付に向けた処分計画の策定を行った。また、東京都の防災都市づくり推進計画等により再開発事業の地域となっている淀橋宿舎については、再開発スケジュールを踏まえ、廃止に向けた準備を進めた。

VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(1) 東京工場編集分室

浦和税務署の移転に伴う、東京工場編集分室（さいたま市）のさいたま新都心合同庁舎1号館から2号館への移転に伴い、同分室に係る建物等を国（関東財務局）の財産と交換した（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

- ・ 認可日 平成26年8月5日財務大臣認可
- ・ 資産交換日 平成26年9月12日実施

(2) 虎の門工場敷地

虎の門工場敷地（虎の門工場敷地及び本局敷地）については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業において検討を進めており、平成26年度は、東京都都市計画審議会により虎ノ門二丁目地区の都市計画（都市再生特別地区・地区計画）が決定され、7月に再開発事業の施行が認可された。

また、東京都に対し、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく権利変換計画の申請を11月に行い、平成27年2月に権利変換計画が認可され、平成27年3月5日が権利変換期日となった。

- ・ 都市計画決定告示 平成26年6月16日
- ・ 再開発事業施行認可 平成26年7月15日
- ・ 権利変換計画認可 平成27年2月12日
- ・ 権利変換期日 平成27年3月 5日

VII. 剰余金の使途

該当はなかった。

VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

1. 人事に関する計画

(1) 人材の効果的な活用

優秀な人材等を確保するため、以下の取組により広く求人活動を行うことで、応募人員の拡大を図った。

イ 大卒求人について

- ・ 国立印刷局ホームページ採用情報の充実や、就職情報サイトへの早期登録を実施するとともに企業説明会を開催した。
 なお、政府の女性国家公務員採用促進の方針に基づき、女子学生向けの企業説明会も開催した。また、工場における技能職の大卒採用試験については、幅広く人材を募集するため、引き続き、応募資格を新規卒業見込者及び卒業後3年以内の者を対象として実施した(平成25年度)。
 - ・ 国立印刷局ホームページ採用情報において、採用後のキャリアプランがイメージしやすいように一般、中堅、管理職の各職員によるメッセージを発信した。また、工場における技能職の大卒採用試験については、優秀な人材を確保するため、平成25年度より2か月程度早期に実施した(平成26年度)。
 - ・ 政府の方針等に基づき、女性の積極的採用を推進するため、就職情報サイトへの登録に当たっては、育児休業を経験した女性監督者等を起用し、仕事と家庭の両立を推進していること等を紹介した(平成26年度)。
 - ・ 企業説明会においては、女子学生向けの企業説明会を開催するとともに、当該説明会において女性スタッフの起用や個別質問ブースの設置等、質問しやすい雰囲気づくりに努めた。採用面接においては、女性の面接官を初めて起用することで、話しやすい雰囲気づくりに努めた(平成26年度)。
- ロ 高専卒求人については、学生の就職の検討時期に合わせ、多くの高専が3月に実施する三者面談前となる2月初旬から各高専を訪問し求人活動を実施した。
- ハ 高卒求人については、求人票解禁日以後、速やかに求人活動を実施した。

「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とし、職員のより一層の資質・意識・技術の向上を目指して、各年度「職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう意識付けに努めた。当該計画に基づき、階層別研修、技術系研修及び職種別研修の各研修を通じて、マネジメント能力の強化や生産管理等の各種業務を遂行するために必要な専門的知識の付与のほか、理論と実践の両面から技術の教育に取り組むなど、人材育成を推進した。

また、職員の業務改善に関する意識を高め、経営基盤の安定及び発展を図ることを目的として、職員個人又はサークルによる業務改善活動を推進した。優れた案件については、改善効果や実用性などを評価し表彰を行った。さらに、本局における業務改善活動発表会の表彰案件など、他機関においても有効な案件については普及を図るとともに、巡回発表会を開催して広く浸透させた。

区 分	25年度	26年度
業務改善活動件数	128件	129件

研究所の職員が、長年にわたり銀行券の真偽鑑定や偽造防止技術の研究等に従事し、偽造犯罪の拡大防止などにより、国の通貨制度の安定に貢献したとして、第26回人事院総裁賞（注1）を受賞した（平成25年度）。

国立印刷局の職員5名が、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献したとして、文部科学大臣から「平成26年度 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」（注2）を授与された（平成26年度）。

（注1）人事院総裁賞

多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員（一般職の国家公務員）又は職域を顕彰するもの（昭和63年創設）。

受賞者は、各府省等から推薦された候補の中から、選考委員会が選考を行い、その結果に基づき人事院総裁が決定（第26回人事院総裁賞は、個人2名、職域3グループが受賞）

（注2）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞

文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの

人事配置については、職員の適性や能力、キャリアプランや業務の継承等を総合的に勘案しながら検討した。また、定期的な勤務希望調査において、上司との面談を原則として全職員に対して行うこととし、上司と部下の直接的な対話を通じて、申告内容や部下のキャリア形成の考え方を的確に把握することで、将来の人材育成を考慮した適材適所の人事配置を行った。

なお、「採用昇任等基本方針」（平成21年3月閣議決定）及び人事院の

「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」等を踏まえ、女性の管理監督者への登用を見据えた人事配置を行った。

(2) 研修計画

人材の育成については、「自ら考え行動できる人材づくり」という基本方針の下、各職員の能力や職責に応じた内容に加え、国立印刷局を取り巻く社会情勢の変化等に対応した内容を取り入れた研修を年度ごとに計画を立てて実施することにより、職員の能力及び資質の向上を図っている。

各年度、「職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、本局及び各機関が連携して円滑かつ効果的な研修の実施に取り組んだ。

具体的な内容は、以下のとおりである。

イ 階層別研修

- ・ 管理監督者を育成する研修において、職場の課題について質問形式によるグループ討議を通じて解決策を立案し、それを職場で実践する「アクションラーニング」を実施し、マネジメント能力（課題発見・問題解決、リーダーシップ等）の向上を図った。
- ・ 監督者を育成する研修において、民間企業等に勤務する者との討議や交流等を通じて意識改革を図ることを目的に、研修生を異業種交流セミナーに参加させた。
- ・ 研修内容については、各階層に即した資料、講義内容とし、講義以外にグループ討議など各種研修技法を取り入れて実施した。また、達成度の自己評価等に関するアンケート調査を行い、研修目的の達成度を確認した。
- ・ メンタルヘルスに関する知識を付与するため、監督者を育成する研修において、カウンセラーによる講義を実施した（平成25年度）。
- ・ 新規採用職員研修及び各階層の新任の役職者に対して、それぞれの職務を適切に遂行するための業務知識、マネジメント及び人材育成に関する研修を実施し、問題解決力、コミュニケーション力、部下指導に関する知識・スキルの向上を図った（平成26年度）。

ロ 技術系研修

- ・ 若年層から中堅職員を対象に、印刷、製紙、数量管理、品質管理等、銀行券の製造における基礎知識の習得と各製造工程における品質の特徴の理解等を目的として、「一般基礎コース」及び「製造技術基礎コース」を実施し、職員の知識のボトムアップを図った。
- ・ 研修の実施に当たっては、研修センター以外に研究所及び小田原工場等の施設・設備を活用し、研修科目に応じて演習及び見学を実施し、理論と実践の両面から効果的な教育を実施した。
- ・ 知識、技術及び技能の継承を目的とした技術系研修において、銀行券製造における工程ごとの固有技術を身に付け、職場の中核となる技能人材を育成することを目的とした「専門技術コース」の開講に向け、平成25年度にはカリキュラムの検討等の準備作業を行い、平成26年度には「専門技術コース」（紙料調製技術と品質）（抄造技術と品質）を開講した。

ハ 職種別研修

- ・ 知識・技能・技術の継承を円滑に進めるため、監督者等を対象に継承活動の一層の推進を図るために必要なスキル等を付与する研修を実施した。
- ・ 管理監督者を育成する研修に導入した「アクションラーニング」を職場に浸透させるため、未受講の新任管理監督者に対して「アクションラーニング」の基礎知識や進め方を習得するための研修を実施した。
- ・ 製造設備の適切な管理を図るため、製造部門の管理監督者を対象とした自主保全推進研修や、設備管理部門の職員を対象とした設備保全に関する研修を実施した（平成25年度）。
- ・ 文書実務能力等の向上を図るため、文書実務関係者を対象に法人文書管理、秘密管理、個人情報保護等に関する研修を実施した（平成26年度）。

ニ コンプライアンスに関する研修

コンプライアンス意識の高揚を図るため、階層別研修などにおいて、コンプライアンスに関する研修を実施した（I「4（1）リスク管理及びコ

ンプライアンスの確保」参照)。

ホ その他

- ・ 新規採用職員を対象に行っている職場教育では、指導計画書を作成して計画的に教育を行うとともに、職場の管理監督者等が定期的に面談を通じて指導結果の評価と本人へのフォローアップを行った。また、平成25年度には入局後2年目の職員に対して、平成26年度には入局後2年目及び4年目の職員に対して、職場の課題解決に向けての取組を通じて、更なるステップアップを図ることができるような研修を実施した。
- ・ リスクアセスメントに関する知識を深めるため、各機関において、管理監督者に対して安全教育を行うとともに、新任の安全衛生部門の管理者に、外部機関を利用し専任安全管理者研修を受講させた。
- ・ 女性職員が意欲的に自らのキャリアアップを考え、業務遂行能力の向上を図るため、係長相当職の女性職員を対象に女性キャリアサポートセミナー等に参加させた（平成26年度）。
- ・ 各階層において、安全衛生意識の向上を目的とする教育を実施した（平成26年度）。

へ 研修コース数・受講者数

各年度の中央研修計画に基づき、本中期目標期間における、研修センター等で実施した研修のコース数・受講者数は、以下のとおりであり、目標を達成した。

区 分	25年度実績	26年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
コース数	26件	29件	28件	24件
受講者数	1,026名	959名	993名	800名

ト 国内外の大学・研究機関等への派遣

専門的知識等を有する職員を育成するため、本中期目標期間において、以下のとおり国内外の大学、企業等に職員を派遣し、目標を達成した。

区 分	25 年度実績	26 年度実績	本中期目標期間 実績平均	目 標
派遣者数	15 名	12 名	14 名	10 名

2. 施設、設備に関する計画

イ 設備投資計画の策定及び実施

各年度の設備投資計画は、中期計画の施設、設備に関する計画を基本としつつ、設備ごとに仕様、価格、実施時期、費用対効果を検討するとともに、今後のキャッシュ・フローや損益に与える影響を勘案し策定した。

設備投資に当たっては、理事及び本局各部長をメンバーとする設備投資及び調達委員会において、1 件 1 億円以上の重要案件を対象として、受注状況、事業収支、費用対効果等を勘案した上で、設計仕様、価格の妥当性、調達方法、スケジュールなどを検討するとともに、必要に応じ、計画内容を見直しつつ、効果的な投資を実施した。

なお、本中期目標期間中に受入（注）を行った主な設備投資案件は、以下のとおりである。

（注）受入

検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること

年 度	概 要
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転に伴い、新たな施設である情報製品棟・新証券棟を新築。これに合わせ老朽化したオフセット輪転印刷機等を更新（東京工場） ・ 老朽化に伴い更新予定の抄紙機を設置するための施設である紙料抄造室を増築（小田原工場） ・ 銀行券特殊印刷機を更新（小田原工場） ・ 番号印刷機を更新（小田原工場） ・ 確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るため、老朽化及びメーカーが撤退した検査装置の更新機を開発・導入（小田原工場） ・ 製造の効率化・省力化に向け、諸証券特殊印刷機を既設機の更新機として導入（王子工場）

26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転に合わせ、老朽化したオフセット輪転印刷機等の更新（東京工場） ・ 本局の仮移転に伴い移転先の施設を整備（本局） ・ 抄紙機を更新（小田原工場） ・ 銀行券精裁機を更新（小田原工場） ・ 官報の組版を行うシステムである官報システムについて、システムの老朽化に伴い、全面的に更新（東京工場） ・ 銀行券検査仕上機を更新（小田原工場、彦根工場）
------	---

ロ 実績評価に基づく必要な見直し

設備投資の進捗状況を把握（モニタリング）し、当初計画と実績とを比較・検証することにより、改善点を見いだすとともに、その後の投資に反映していくことで、効率的かつ効果的な投資の実施及び今後の設備投資計画の策定に役立っている。

本中期目標期間における施設、設備に関する計画及び実績については、下表のとおりである。

平成25年度～平成26年度施設、設備に関する計画及び実績 [単位：百万円]

区分	計画額	25年度	26年度	実績合計	
施設関連	製紙部門	4,168	1,321	344	1,665
	印刷部門	8,614	8,140	544	8,683
	共通部門	496	171	289	460
	小計	13,278	9,632	1,176	10,808
設備関連	製紙部門	4,644	67	4,830	4,898
	印刷部門	16,296	5,830	10,192	16,022
	共通部門	1,185	229	104	333
	小計	22,125	6,127	15,126	21,253
合計	35,403	15,759	16,302	32,061	

（注1）上記金額は、消費税を除いた金額を示したものの。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示す。

（注2）各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全意識の高揚と安全活動の推進に努めるとともに、安全かつ健康に働くことができる職場づくりを推進するため策定した「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」に基づき、各年度「国立印刷局安全衛生管理計画」を策定し、安全衛生教育やリスクアセスメント（注）及びメンタルヘルス対策を重点課題として取り組んだ。

(注) リスクアセスメント

職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するため手法のこと。労働安全衛生法において実施が努力義務とされている。

(1) 労働安全の保持

イ 安全管理の実施状況

各年度において、「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」における目標のうち、「重大災害ゼロ」及び「障害が残る災害ゼロ」については、いずれも目標を達成した。

一方、「休業4日以上労働災害3件以下」については、平成26年度において4件発生し、目標を達成することができなかった。

項目	25年度実績	26年度実績	目標
重大災害	0件	0件	0件
障害が残る災害	0件	0件	0件
休業4日以上労働災害	1件	4件	3件以下

労働災害については、発生工場において、その都度、発生状況、発生原因及び再発防止策を災害事例として取りまとめ、安全衛生委員会で審議したほか、災害事例については、本局を通じて他の機関にも情報を共有し、当該他の機関において職員に周知することにより類似災害の発生の防止を図った。また、労働災害の発生職場においては、工場管理者による緊急安全点検を実施し、危険箇所の改善状況について確認を行い、労働災害の再発防止に取り組んだ。

なお、本局においては、各機関に対し、安全作業基準の遵守、危険予知活動の活性化等、安全活動の基本的な取組の徹底について周知した（平成26年度）。

ロ 安全衛生教育の実施状況

- 外部機関において、安全衛生関係法令に定められた危険・有害職場に従事する職員に対する特別教育、作業主任者として必要な知識や技能を習得させるための作業主任者技能講習、安全管理者に選任される予定の職員を対象に安全管理者選任時研修を受講させた。また、安全衛生部門の管理者に専任安全管理者研修を受講させた。

- ・ リスクアセスメントの取組強化の一環として、設計段階におけるリスクアセスメントを実施した。また、本局の材料管理担当部門の職員に化学物質リスクアセスメント実務研修を受講させた（平成25年度）。
- ・ 各機関の新任の安全衛生担当者を対象に化学物質の危険性・有害性に関する知識、管理方法等を習得させるため「化学物質管理者養成研修」を受講させた（平成26年度）。
- ・ 新任の安全衛生担当専門官を対象に職長教育の実施者を養成する「RST講座」を受講させた。また、保健師を対象に転倒による労働災害の防止及び身体特性を考慮した安全対策に関する「転びの予防セミナー」を受講させた（平成26年度）。
- ・ 労働安全衛生法第60条に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）の基本事項に関する科目を中央研修として実施した。
- ・ 各機関において、新規採用職員、新規採用職員の指導員、配転者等に安全教育を実施するとともに、各階層に応じた知識を付与するため、管理監督者に対する安全衛生教育を実施した。
- ・ 全国安全週間（7月）、全国労働衛生週間（10月）及び安全強調週間（2月又は3月）において、安全衛生講演会の実施、安全衛生に関するDVDの上映及び安全衛生に関する冊子を活用し、各機関において職員の安全衛生意識の高揚に取り組んだ。

ハ 安全活動の実施状況

労働災害の防止のため、本中期目標期間中、以下のとおり取組を行った。

- ・ 日常作業における安全管理等について、管理監督者による安全点検を実施し、問題点の摘出、安全対策の検討を行ったほか、転倒防止等の労働災害を未然に防止する効果が高い職場体操を1日2回実施した。
- ・ 労働災害が発生しやすい機械の清掃・点検・調整時などの非定常作業時には、作業手順や作業工程に潜む危険のポイントなどを確認する作業前ミーティングの実施を徹底した。

- ・ 安全作業基準の再確認を行い、必要に応じて、安全作業基準の見直しを行った（平成26年度）。

ニ 労働災害の危険要因の排除の状況

- ・ 安全衛生教育並びに機械の設置時及び災害発生時その他リスクアセスメントに関する規程に定める時期に実施するリスクアセスメント、緊急安全点検等の実施により、労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の洗い出し及び改善に取り組んだ。
- ・ 高齢者による労働災害を防止するため、国立印刷局における災害事例（50歳以上）の抽出及び分析、厚生労働省等による高齢者対策の取組に関する情報収集を行ったほか、講演の実施及び作業環境の改善に取り組んだ。
- ・ 化学物質を使用する職場においては、化学物質の適切な保管管理及び保護具の着用を徹底したほか、作業環境測定を行うとともに、当該職場において作業を行う職員に対し、特別定期健康診断（2回／年）を実施した。
また、化学物質の取扱いに伴う有害要因に対して、リスクアセスメントを活用し、危険・有害要因の洗い出しに取り組んだ（平成25年度）。
さらに、法令に基づく化学物質管理を徹底するため、化学物質の管理に関する規程を制定し、PDCAサイクルが機能する保管・管理体制を構築し、各機関において運用を開始した（平成26年度）。
- ・ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、平成28年6月までに化学物質のリスクアセスメント（注）の実施が義務化されることから、化学物質リスクアセスメント実施マニュアルを作成し、各機関の安全衛生担当者を対象に、リスクアセスメントの実施方法の説明及び演習を行うとともに、各機関の専門官等を対象に外部講師による研修を実施し、化学物質のリスクアセスメントの実施に必要な評価能力の向上を図った（平成26年度）。

（注）化学物質のリスクアセスメント

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性、有害性等の調査のこと

ホ その他

本局セキュリティ製品事業部メンテナンスセンター（王子工場内）に対し、王子労働基準監督署による臨検監督が実施された結果、作業環境測定（6か月以内ごとに1回実施義務がある有機溶剤の濃度測定）を実施していなかったことから、是正の指示等を受け、当該指示に対し、是正措置等を講じた上、同監督署に報告を行った。また、メンテナンスセンター以外の機関における作業環境測定の実施状況について確認を行った（平成26年度）。

（2）健康管理の充実

イ 有所見者への健康指導・教育などのフォローアップの状況

- ・ 全職員を対象にした定期健康診断を実施するとともに、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした法定の特別健康診断（2回/年）の実施を徹底し、受診率は100%であった（長期休業者を除く。）。
- ・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、定期健康診断及び特別健康診断の有所見者並びに基礎疾患者には、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管理対象者には、保健師による生活・運動・栄養に関する保健指導・教育等のフォローアップをきめ細かく実施した。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を踏まえ、月の時間外労働時間が80時間以上の職員を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、45時間以上80時間未満の職員を対象に保健師による保健指導を実施した。

ロ メンタルヘルス対策の実施状況

- ・ 産業医が行うメンタルヘルスケアを充実させるため、精神科医と契約し、当該精神科医が各機関を巡回して、産業医及び保健師に対する助言指導、メンタルヘルス不調者との面談、管理監督者に対する講演等を実施した。
- ・ 心の健康問題により長期休業した職員の職場復帰を円滑に進めるため、「職場復帰支援の手引き」（注1）を活用し、職員の円滑な職場復帰に取り組んだ。また、「心の健康づくり計画」（注2）に基づき、管理監

督者が職員の相談等に適切に対応することができるよう、管理監督者を対象にカウンセラーによるラインケア面談を実施した。

また、新規採用職員、再任用職員等のメンタルヘルスクエアを目的として、セルフケア面談を実施した（平成26年度）。

- ・ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、平成27年12月からストレスチェック（常勤労働者に対して実施する心理的な負担の程度を把握するための検査）が義務化されることに伴い、所要の対応を図るため、本局の保健師及び衛生担当者がメンタルヘルス講演会に参加し、情報収集を行った（平成26年度）。

（注1） 職場復帰支援の手引き

心の問題により長期休業していた職員の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための具体的方法を定めたもの

（注2） 心の健康づくり計画

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、メンタルヘルスクエアを継続的、計画的に推進するための具体的方法を定めたもの

4. 環境保全に関する計画

環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、本中期目標期間における「国立印刷局環境保全基本計画」に基づき、毎年度「環境保全計画」を策定して温室効果ガス排出量の削減など、環境保全に関する計画の推進及び環境マネジメントシステムの運用・維持に取り組んだ。

具体的な内容は、以下のとおりである。

イ 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値は、以下の取組などにより、平成13年度と比較して25.8%の削減となり、目標を達成した。

- ・ 静岡工場において、重油ボイラーの天然ガスボイラーへの更新に向けて、ガス直焚冷凍機を導入した（平成25年度）。
- ・ 東京工場の情報製品棟及び証券棟に太陽光発電設備や地中熱利用空調設備を始めとする各種省エネルギー設備を導入した（平成25年度）。

(参考) 温室効果ガス排出量の推移

区 分	13 年度実績 (基準年)	25 年度 実績	26 年度 実績	本中期目標期 間中の平均値	目 標
排出量 (t - CO ₂)	52,079	39,193	38,093	38,643	—
削減率 (%)	—	▲24.7	▲26.9	▲25.8	▲20.0

ロ 廃棄物排出量削減に向けた取組

廃棄物の発生の抑制等に取り組んだことにより、本中期目標期間中の廃棄物排出量の実績平均値は、前中期目標期間までの実績平均値と比較して17.0%の削減となり、目標を達成した。

(参考) 廃棄物排出量の推移

区 分	1・2 期平均値 (基準)	25 年度 実績	26 年度 実績	本中期目標期 間中の平均値	目 標
排出量 (t)	7,541	6,262	6,253	6,258	—
削減率 (%)	—	▲17.0	▲17.1	▲17.0	▲8.0

ハ 環境マネジメントシステムの運用・維持

(イ) 環境関連法等の遵守に関する取組

- 各機関を対象に環境関連法令の遵守状況を点検した。また、環境マネジメントシステムにおける規格要求事項が適切に展開されているかを確認するために、各機関で内部環境監査を実施した。
- 産業廃棄物について、委託先の処理施設において処理に立ち会うとともに、産業廃棄物管理票により適切に処分されていることを確認した。また、ボイラーからの排出ガスなどの測定を行い、各種環境法令で定められた基準値以内であることを確認した。
- 平成25年度には、PCB廃棄物の一部について、専用処理施設において処理を実施した。また、平成26年度には、本局及び旧虎の門工場において保管していたPCB廃棄物について、関係法令にのっとり東京工場及び王子工場に移設した。

- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき、事業所単位の温室効果ガスの排出量を確定するため外部機関による検証を実施し、地球温暖化対策計画書を東京都に提出した。また、平成26年度には、同条例の第2計画期間（平成27年度～31年度）における基準排出量を再計算し、申請を行った。

（ロ）環境保全に関する意識の向上を図るための取組

- ・ 各種研修において、環境マネジメントシステムについて教育するとともに、内部環境監査員育成研修を実施した。また、平成26年度には、各機関において外部の環境関連研修等に参加した。
- ・ 局内広報誌に環境関連記事を掲載するとともに、各機関においても環境ニュースを発行し環境保全についての啓蒙活動を行った。また、環境月間において、外部講師による環境保全講演会、環境保全施設の見学、近隣地域の清掃活動等を実施した。
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（工場等判断基準）」（経済産業省告示）の遵守状況等について、小田原工場及び本局が経済産業省の現地調査を受け、良好に遵守していると判断された（平成25年度）。

ニ 環境に配慮した製品の製造

銀行券を始めとした各製品の製造工程において、化学物質の使用抑制、廃棄物の減量化、水使用量の削減やリサイクル等に取り組み、環境に配慮した製品の製造を行っている。

また、電気使用量の削減を目的とした、インキの研究開発に取り組むとともに、平成26年度には、インキ乾燥装置の開発に取り組んだ。

ホ ISO14001認証の維持及び更新の状況

各銀行券製造工場において、全職員が運用文書に基づき、環境保全に取り組み、3年ごとの認証の更新審査及びその間の維持審査に合格した。

また、認証の維持及び更新を通じて、職員の環境保全意識の向上を図るとともに、環境マネジメントシステムの適正な運用に取り組み、事業活動における環境負荷の低減を図った。

(参考) ISO14001 認証の取得状況

区 分	東京	小田原	静岡	彦根	岡山
認証取得年度	14	16	20	18	19
更新年度	17・20・ 23・26	19・22・25	23・26	21・24	22・25

へ 環境報告書の作成・公表

国立印刷局における環境保全活動を広く国民に理解していただくため、各年度の活動実績を環境報告書として作成し、国立印刷局ホームページで公表した（毎年度6月）。

ト 環境物品の調達状況

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づき、各年度の国立印刷局環境物品調達方針を策定し、環境物品の調達を徹底した。

なお、各年度の事務用品における環境物品購入率は100%であった。

参 考

研究開発基本計画（骨子）

国立印刷局は、「独立行政法人国立印刷局の中期計画」に基づき、第3期中期目標期間（平成25年4月1日～平成30年3月31日までの5年間）における研究開発の基本計画を次のように定める。

なお、本計画は銀行券に加え、旅券、印紙その他の製品の研究開発を含めたものである。

I 基本方針

国立印刷局の研究開発については、①独自の偽造防止技術の維持・向上、②製造工程の効率化、③製紙・印刷技術の高度化を基本とし、これに基づき、銀行券、旅券、印紙その他の製品に関する研究開発を推進する。

なお、研究開発に当たっては、秘密管理、費用対効果及び効率性を勘案し、積極的に取り組むこととする。

II 研究開発の基本

1 偽造防止技術の開発

銀行券をはじめ、各種セキュリティ製品等の偽造抵抗力を必要とする製品の開発に向け、高度な偽造防止技術の創出及び研究開発に取り組む。

2 製品開発に向けた取組

銀行券、旅券、印紙その他の製品の高機能化、将来の仕様変更等に対応するため、各種セキュリティ製品の特性を踏まえた製品開発に取り組む。

3 効率化・合理化に向けた設備開発

銀行券、旅券等の製造工程全般の効率化・合理化及び製品品質の均質化に寄与する設備開発に取り組む。

4 製紙・印刷技術の高度化

各製造技術の基盤を強化するため、製紙・印刷等の各分野における製造技術を高度化する研究開発に取り組む。

5 環境負荷低減に向けた取組

事業者としての社会的責任を果たすため、環境負荷低減に向けた研究開発に取り組む。

6 上記5項目を支援する基礎的研究を行う。

以上を研究開発の基本とし、これらの取組に対して研究開発評価を実施することで、研究開発の推進や質の向上に努める。

Ⅲ 主な取組事項

1 偽造防止技術の開発

対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化を図るため、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術などの研究開発を重点的に推進する。併せて、各技術の複合化、効果的な配置などによる偽造防止効果の向上に向けた研究開発に取り組む。

2 製品開発に向けた取組

(1) 次期銀行券

次期改刷を見据え、ユニバーサルデザインなどの銀行券の識別容易性、利便性などの機能性に優れた次期銀行券の仕様を検討する。

(2) 旅券、印紙その他の製品

イ 次世代旅券冊子

国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行うとともに、偽変造、改ざん防止技術の高度化に取り組み、次世代旅券冊子の仕様を整理する。

ロ 印紙その他の製品

仕様変更等の要請に迅速かつ適切に対応するため、各製品の動向調査や特性を踏まえ、高度な偽造防止技術を施した試作品を作製する。

ハ 新規製品

将来の新規製品を抽出し、製品特性に応じた偽造防止技術の選定や製造技術の蓄積を行うなど、製品化に向けた企画・開発に取り組む。

3 効率化・合理化に向けた設備開発

(1) 銀行券の設備開発

新たな要素技術を付与可能な製造設備の開発を含め、製造工程全般の効率化・合理化に向けた設備開発を行うとともに、高品質で均質な銀行券の製造を維持するために、高度な品質管理・保証装置の開発を行う。

(2) 旅券等の設備開発

旅券等の仕様変更等を想定し、必要となる製造設備の開発に取り組む。

4 製紙・印刷技術の高度化

製紙、印刷、製版などの製造技術の高度化に向けた基礎的研究を強化し、製品品質の安定化に関する研究開発を行うとともに、銀行券の券種判別性の向上に取り組む。

5 環境負荷低減に向けた取組

環境に配慮した諸材料の見出しなど、環境負荷の低減に関する研究開発に取り組む。

6 研究開発評価の実施

第2期中期目標期間に見直した研究開発評価システムを運用し、事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、効率的な研究開発の推進や質の向上に努める。

Ⅳ 第3期中期目標期間の指標

- 1 国内外の会議、学会等での発表・参画を年平均60件以上とする。
- 2 特許の出願件数を年平均60件以上とする。

国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）

独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）は、第3期中期目標期間（平成25年度から平成29年度までの5年間）における安全衛生管理計画（以下「管理計画」という。）を次のとおり定める。

1 基本理念

「人間尊重の理念」に基づき、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

2 基本方針

職員の安全と健康の確保は、企業としての責務であるとともに、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものであることを踏まえ、労働安全衛生法等の関係法令の遵守の下、労働安全の保持及び健康管理の充実に努め、安全で働きやすい職場環境の整備を図るものとする。

3 策定趣旨

本管理計画は、前記2に掲げた基本方針及び「中期計画（第3期）」を確実に実行するために定めるものである。また、本管理計画を具体的に実施するため、各年度において年度別管理計画（以下「年度計画」という。）を定めるものとする。

4 目標

（1）安全目標

重大災害ゼロはもとより障害が残る災害を発生させないように取り組むとともに、労働災害の減少に努める。

なお、国立印刷局全体として、項目別の達成目標値を以下のとおり設定する。

[項目別達成目標値]

項目	達成目標値	(参考) 平成14～23年度実績平均値
重大災害	0件	0件
障害が残る災害	0件	0.4件
休業4日以上労働災害	3件以下	3.2件
度数率	1.6以下	1.61
強度率	0.07以下	0.075

（2）衛生目標

職場における健康リスクの排除に努めるとともに、心身両面にわたる健康の保持増進及び自己管理意識の向上に取り組む。

5 重点実施事項

(1) 労働安全の保持

安全衛生に関する教育及び各種活動等を通じて、労働災害につながる危険・有害要因の排除や安全意識の向上に努め、災害のない安全で快適な職場環境づくりに取り組む。

- イ 安全衛生関係法令の遵守
- ロ 安全衛生教育の実施
- ハ 安全衛生活動の推進
- ニ 適切な作業環境管理の推進

(2) 健康管理の充実

職員の高齢化などを踏まえ、各種健康診断及び特別検診を推進し、その結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行うとともに、「心の健康づくり計画」に基づく継続的なメンタルヘルス対策の実施に努め、職員の心身両面にわたる健康管理の充実に取り組む。

- イ 各種健康診断及び特別検診の推進
- ロ 有所見者に対するフォローアップ
- ハ 基礎疾患を有する者などへのケア
- ニ メンタルヘルス対策の実施

6 啓蒙活動

安全衛生に係る情報や知識を付与するため、全国安全週間、全国労働衛生週間の行事などを活用し啓蒙活動に取り組む。

7 実績評価

各年度終了後、当該年度の安全衛生管理状況について実績評価し、その後の年度計画及び管理計画に反映していくものとする。なお、国立印刷局全体の労働災害の発生状況については、以下の表1及び表2を用いて総合的に評価するものとする。

[表1 項目別評価配点表]

項目	評価点					
	-3点	-2点	-1点	0点	1点	2点
度数率	2.0~	1.9	1.8	1.7	1.6	~1.5
強度率	0.11~	0.10	0.09	0.08	0.07	~0.06

[表2 総合評価表（5段階評価）]

項目別評価点の合計	総合評価
2点	V
1点	IV
0点	III
-1点	II
-2 ~ -3点	I

8 その他

本管理計画については、労働安全衛生関係法令の改正や社会情勢の変化等に応じて、所要の改訂を行うものとする。

[資料 用語説明]

○ 重大災害とは
厚生労働省は、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害」と定義し、他の災害と区別して取り扱っている。

○ 障害が残る災害とは
人事院規則16-0別表第5に掲げられている第1級から第14級までの障害等級に該当する後遺障害が残る災害をいう。

○ 度数率とは
災害発生頻度を100万延実労働時間当たりで表したもので、1年間に発生した労働災害による死傷者数を、全労働者の延実労働時間で除し、100万を乗じて算出する。

$$\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

○ 強度率とは
災害発生軽重の程度を1,000延実労働時間当たりで表したもので、1年間に発生した労働災害による労働損失日数を、全労働者の延実労働時間で除し、1,000を乗じて算出する。

$$\frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

国立印刷局環境保全基本計画(第3期)

国立印刷局は、環境と調和の取れた事業活動を推進するための指針として定めた「国立印刷局環境方針」に基づき、第3期中期目標期間(平成25年度～平成29年度)における国立印刷局環境保全基本計画を次のように定める。

1 環境関連法令等の遵守

(1) 規制基準の遵守

- イ 大気、水質、騒音その他の排出物等の量及びその状態については、定期的に情報の把握に努めるとともに、環境保全施設等の運転管理を適正に行い、国や地方自治体で定める規制基準を遵守する。
- ロ 規制基準を超えるおそれや、地域環境に影響を及ぼすおそれのある排出物等の発生が確認された場合は、排出の抑制、発生原因の調査及び有効な是正措置を迅速に行い、環境の保全を図る。

(2) 廃棄物の適正処理

- イ 廃棄物の適正な保管、収集運搬、処理及び処分を行う。
- ロ ポリ塩化ビフェニル使用の廃棄物については、引き続き適正に保管・管理し、処理施設の稼動に合わせ、適正に処理する。
- ハ 日常業務における更なる廃棄物の排出抑制及び設備導入によるリサイクルの推進を図り、資源の有効利用に努める。

(3) 化学物質の使用量の把握等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく指定化学物質使用量等を適正に把握するとともに、その使用及び保管に当たっては、万全を期す。

(4) 環境保全施設等の点検、整備

- イ 環境保全施設等については、定期的に点検を実施し、適正な整備、保守及び管理を行う。
- ロ 環境保全施設の経年劣化に起因する有害物質の流出を未然に防止するため、現有施設の問題点や改善策については、調査・検討し、計画的な整備に努める。

(5) 新規計画に対する環境保全対策の検討及び実施

機械、建物、設備、原材料及び作業方法の変更に係る新規計画について、計画段階から環境保全対策の検討及び実施に努める。

2 環境マネジメントシステムの運用・維持

製造事業を営む公的主体として模範となり、また、環境問題に積極的に貢献するため、環境マネジメントシステムの運用・維持に努め、環境保全活動の継続的改善を図る。

また、環境と調和のとれた事業活動を推進するために、ISO14001認証取得機関の拡大を図るとともに、認証取得機関においては、認証維持・管理に努める。

3 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組

国立印刷局独自の取組により環境負荷の低減を図り、資源・エネルギー等の抑制に努める。

(1) 削減目標は、前中期目標期間までの削減実績を踏まえ、下表のとおりとする。

項 目	削減目標	比較基準年
温室効果ガスの排出量(t-CO ₂) (電気使用量、エネルギー供給施設等で使用する燃料の量及び乗用車・貨物自動車で使用する燃料の量をCO ₂ 換算)	20%以上削減	平成13年度比
コピー用紙の使用量(kg)	8%以上削減	前中期目標期間までの実績 平均値
水の使用量(m ³)	4%以上削減	
廃棄物の量(kg)	10%以上削減	

(2) 削減目標を達成するため、省エネ等の効果を十分に考慮した設備機器等の導入、更新等を行う。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づき、定められた基本方針にのっとり契約の推進に努める。

4 環境物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)による環境物品等の調達を推進するため、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、調達目標100%を維持する。

5 環境負荷の少ない製品への取組

環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製品の特殊性を考慮しつつ製品の原材料、製造設備等を含めて、環境負荷を視野に入れた製品開発に努め、環境への負荷低減を図る。

6 環境保全活動の推進

(1) 広報紙等による啓蒙活動

広報紙、印刷局LAN、各種会議などの機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進する。

(2) 環境保全に関する研修等の推進

イ 環境マネジメント研修、講演会、局内外の環境保全施設の見学会等を実施する。

ロ 環境に関する法定資格取得者の計画的な育成に努める。

(3) 環境の保全に関する基本的施策等への積極的な参加

政府の方針に基づく環境の保全に関する基本的施策等への積極的な参加を推進する。

(4) 環境報告書の公表

環境に配慮した事業運営やその取組内容を環境報告書にまとめ公表する。

独立行政法人国立印刷局の中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

（印刷局の使命）

通貨は経済活動・国民生活の基盤である。その整備は国の責務であり、通貨行政の執行機関である印刷局の最大の使命は、通貨制度の根幹をなし、一切の経済取引に無制限に通用する強制力を持った日本銀行券（以下「銀行券」という。）について、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、国民経済にとって必要十分な量を安定的かつ確実に製造し、経済活動・国民生活の安定に寄与することにある。

この使命を確実に果たすためには、財務省との連携を更に強化し、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るほか、国家・国民生活の安全の確保の観点から、強靱な通貨偽造防止技術の維持・向上及び徹底した通貨製造技術の漏洩防止を図ることが重要である。

また、旅券、印紙その他の国として高度な偽造抵抗力を必要とする製品についても、銀行券と同様に高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって確実な製造を行い、国家の安全、経済活動・国民生活に寄与する使命がある。

これら銀行券以外の国として偽造抵抗力を必要とする製品については、銀行券と密接な相互補完関係にあり、国民生活の安定等に不可欠な事業として、一体的に実施していくことが重要である。

さらに、印刷局は、国が発行する唯一の法令公布の機関紙、国の広報紙、そして国民の公告紙としての役割を果たしている官報の編集、印刷及び普及を担うことを通じて、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供する使命を有するほか、法令全書等、国民に提供されるべき行政情報等を確実に提供する使命も有している。

印刷局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治 4 年に大蔵省紙幣司として開設され、以来、140 年余にわたり、このような使命を果たしてきた。このことは、特定独立行政法人として業務運営を行っている現在においても、全く変わるものではない。今後とも、これらの使命を確実に達成し、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められる。

(印刷局を取り巻く環境)

現在、銀行券の偽造の発生状況は、諸外国と比較して低水準な状況にあるが、仮に銀行券の偽造が大量に発生した場合には、我が国における経済活動・国民生活のみならず、世界経済に対しても非常に大きな影響を及ぼすものである。

特に近年は、民間の複写・印刷技術の進歩に加え、デジタル技術の発達等により、安価で非常に高性能なパソコン、スキャナーやカラープリンター等が普及しており、一般人であっても偽造券製造を容易に行い得る可能性が高まるなど、偽造問題は引き続き予断を許さない状況となっている。

通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、印刷局については、財務省と一体となり万全の体制を堅持し、これらの課題及び銀行券の安定的かつ確実な製造に取り組んでいく必要がある。

具体的には、銀行券の製造を担う唯一の機関として、緊急改刷への対応も想定しつつ、より一層の通貨関係当局等との緊密な連携を図るとともに、次期改刷に向けた様式の検討に備え、偽造防止技術の開発、国内外における銀行券の動向調査、高機能設備の導入及び更新による製造体制の効率化、海外当局との情報交換、国内外に通用する卓越したデザインの検討等を積極的に行う必要がある。また、目の不自由な人も安心して銀行券を使用できる工夫を検討することや外国政府の紙幣等の受注に向けた取組を推進することも求められる。

旅券については、保持する者が日本国民としての身分を保障され、保護されることを示すものであり、その偽造は我が国の信頼を大きく揺るがすものとなる。国際的犯罪等から国家・国民を守るため、旅券の偽造抵抗力を高めるための調査・研究を実施するとともに、諸外国の旅券発行当局との積極的な情報交換や連携の強化が求められる。

歳入金の納付手段等として用いられる印紙等は、換価性が非常に高く、国として偽造抵抗力を必要とする製品であることから、関係当局と連携しつつ、偽造防止と安定的かつ確実な製造に努めることが求められる。

官報については、内閣の委託を受けて、印刷局が官報の編集から普及までの業務を担っている。印刷局においては、これまでインターネットによる電子官報の提供等の取組を推進してきたところであるが、より一層利用者サービスの強化を進めるとともに、大地震発生等の緊急時には緊急官報の発行が求められることから、国と一体として、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、官報の迅速かつ確実な製造体制を維持し、国の要請にも的確かつ柔軟に対応することが求められる。

国会用製品についても、国が適切に機能を果たしていく上で不可欠なものであり、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、国会や各省庁の要請に柔軟に対

応し、製品を迅速かつ確実に製造することが求められる。

また、公共上の見地から必要な製品の製造に限定して実施している各種証明書類等行政用製品についても、民間の参入動向を踏まえ、必要とされる機密の保持に配慮しつつ、各省庁等の要請に柔軟に対応し、迅速かつ確実に製造することが求められる。

I. 中期目標の期間

印刷局の本中期目標の期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

II. 業務運営の効率化に関する事項

印刷局は、基幹業務である銀行券の製造について、財務大臣が定める製造計画により製造数量が決められていることもあり、自らの裁量により製造目標や納入先を決定する余地が無いなど民間企業とは異なる側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、でき得る限り民間企業的な経営手法を導入し、効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、銀行券の製造コストを引き下げる必要がある。

事業全体の効率的かつ効果的な業務運営を推進するに当たっては、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質を確保しつつ、その運営の効率性・自律性を高めることに注力するとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図るものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、固定的な経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、情報開示の充実に努めるものとする。

1. 事務及び事業の見直し

印刷局は、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するとともに、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 経費削減に向けた取組

一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から具体的な目標を設定することとし、以下の取組を行うものとする。

- ① 本中期目標期間における経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標として、引き続き、法人全体及び工場別の経費削減目標を設定するとともに、本局及び研究所についても経費削減に努め、業務の効率化及び生産性の向上を図る。

② 業務運営の効率化による採算性確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として「経常収支率」を設定しているところであるが、更なる効率化を推進するため、新たに具体的な目標設定を行う。

なお、基幹業務である銀行券の製造に係る経費については、毎年度、国が定める製造計画により左右されるものであるが、原価管理システムの円滑な運用を行い、厳格かつコスト意識を持った原価管理に一層努め、可能な限り、変動費についても個々の費目特性に応じたコスト縮減が図られるよう、努めるものとする。

(2) セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業は、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していくものとする。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るものとする。

(3) 情報製品事業における取組

情報製品事業については、製品ごとの公共性や民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業として、引き続き、情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図り、国の要請にも的確かつ柔軟に対応し、実施していくものとする。

また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、官報に掲載される情報等の提供のあり方について検討を行うものとする。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとする。

(4) その他業務の見直し

① 診療所の管理運営の効率化

各工場に設置されている診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、更なる効率化を図るものとする。

② 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討するものとする。

2. 組織の見直し

(1) 虎の門工場印刷機能の移転

虎の門工場については、印刷機能の滝野川工場（北区）への移転が、官報等の製造及び納入等の業務に支障が生じないように、円滑な実施に努めるものとする。

(2) 人件費の削減

人件費の削減については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

山の手線内の宿舎については廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、削減に向けた取組を進めるものとする。

3. 保有資産の見直し

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行うものとし、見直しの結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行うものとする。

(1) 虎の門工場敷地の適切な処分

虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転後の資産処分について、当該敷地を含む再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の検討を行うものとする。

(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分

前中期目標期間終了時までには廃止することとした政府刊行物サービス・センター並びに西ヶ原第2敷地について、国庫納付の検討を進めるものとする。

(3) 東京病院敷地の適切な処分

前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地について、速やかな国庫納付を行うものとする。

(4) 廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、速やかに国

庫納付の検討を行うものとする。

(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館について、小田原市の防災拠点施設等と位置付けられていることに配慮しつつ、これら施設の保有の必要性や有効活用についての検討を行うものとする。

4. リスク管理及びコンプライアンスの確保

印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、リスク管理を徹底し、内部統制を強化するとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

また、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス（情報防衛）的な観点も含めた情報管理を徹底し、秘密情報の厳正な管理を行うとともに、製品の保管管理・数量管理等の徹底及び警備体制の維持・強化を図るほか、情報セキュリティ対策についても、政府の方針を踏まえつつ、内部規程を遵守し、適切な対策を講じることとする。

さらに、事業継続に係る計画を策定するとともに、不測の災害が生じた場合に適切な対応を行うことができるよう、訓練を実施するものとする。

5. その他の業務全般に関する見直し

上記 1. から 4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

(1) 給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保を推進するため、以下の取組を行うものとする。

- ① 印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 競争性のある契約のうち、特に企画競争や公募を行う場合は、競争性、

透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、契約監視委員会による点検を徹底するとともに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

(3) 業務・システムの最適化計画の実施

業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づきシステムの機能性・利便性を向上させる等、更なる取組を行うものとする。

(4) 公益法人等への会費支出の見直し

公益法人等への会費支出については、適正化・透明性を強化する観点から、着実に見直しを行うとともに、支出内容については、公表するものとする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 通貨行政への参画

(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

印刷局は、通貨制度の安定に寄与するため国内外における銀行券の動向について調査を行う。また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行うものとする。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

印刷局は銀行券について、次期改刷も踏まえつつ、独自の偽造防止技術の高度化、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化のために必要な研究開発を確実に実施するとともに、効率的かつ効果的な研究開発の推進に努めるものとする。

また、研究開発の実施に際しては、事前、中間、事後の評価を更に徹底するとともに、その結果を踏まえ研究開発計画の必要な見直しを行い、研究開発の質の向上に努めるものとする。

(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体と

して、引き続き、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。また、通貨偽造事件に際しては、迅速かつ確実な真偽鑑定を行うべく、実施体制の維持・強化を図るとともに、緊急改刷への対応も想定しつつ、国内外当局等との連携強化に努めるものとする。

(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のためには、銀行券の特徴など、銀行券に係る情報が実際に使用する国民にわかりやすく提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの確かな情報が提供される必要がある。

このため、印刷局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報提供の充実に努めるものとする。

(5) 国際対応の強化

国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や銀行券の製造等について国際的な水準を維持していくものとする。

(6) デザイン力等の強化

銀行券のデザイン及び製品設計は、(1)に記載した観点から銀行券の最も重要な要素の一つであり、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力等の強化に一層努めるものとする。

2. 銀行券の製造等

(1) 銀行券の製造

印刷局は銀行券の製造について、以下の取組を行うものとする。

- ① 製造体制の合理化、効率化を図るため、投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新等を行い、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成すること。
- ② 緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること。
- ③ 効率的に高品質で均質な銀行券を製造すべく製造工程における損率の改善に努めるとともに品質管理を徹底すること。

(注) 損率とは、製紙工程中の投入重量に対する減少重量の比率及び印刷工程中の本紙枚数に対する損紙枚数の比率をいう。

(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

印刷局は、偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・

向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組むこととし、そのために必要な体制を構築するものとする。

3. 旅券、印紙等の製造等

銀行券以外のセキュリティ製品についても、製品ごとの特性を踏まえ、「2. 銀行券の製造等」と同様の取組を行うものとする。

4. 官報、法令全書等の提供等

印刷局は、公共上の見地から必要とされる官報に掲載される情報等について、行政情報の電子化等の流れも踏まえ、より効率的かつ効果的な国民への提供の在り方を検討するものとする。

なお、製造等に当たっては、情報管理を徹底するとともに、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請への柔軟な対応に努めるほか、官報原稿の電子入稿の推進及び訂正記事箇所数の引下げに努めるものとする。

IV. 財務内容の改善に関する事項

印刷局は、標準原価計算方式による原価管理について、差異分析結果を適切に反映させるなど、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、本中期目標期間内についても採算性の確保を図るものとする。

また、事業全体について、上記「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」で設定する指標を用いて、本中期目標期間の具体的な目標を設定し、その確実な実施に努めるものとする。

これらを通じて、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。

さらに、財務内容について、引き続き、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、でき得る限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。

V. その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する計画

印刷局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則

した人事に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう、努めるものとする。

2. 施設、設備に関する計画

印刷局は、銀行券及びその他の製品の製造を確実かつ効率的に行うために必要な高機能設備の導入及び更新等に関する計画を定め、実施するものとする。

計画の実施に際しては、投資効果及び投資の妥当性等について厳格な事前審査を実施するとともに、審査結果に基づき必要な計画の見直しを行うなど、効果的かつ効率的な施設整備に努めるものとする。また、審査結果等を踏まえた投資状況については、偽造防止上の観点に配意しつつ、情報開示に努めるものとする。

3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。このため印刷局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを着実に実施するものとする。

4. 環境保全に関する計画

印刷局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、引き続き、ISO14001 認証の維持及び更新を図るとともに、環境保全に係る指標設定の検討を行うものとする。

独立行政法人国立印刷局の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間における中期目標（以下「本中期目標」という。）を達成するための中期計画を次のとおり定めます。

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

印刷局は、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、できる限り民間企業的な経営手法を導入し、運営の効率性・自律性を高めることに注力するとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図る観点から、事務及び事業、組織、保有資産等の見直しを行います。

また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、印刷局の評価に当たり必要なデータについては、評価を行う機関対し的確に提供するとともに、固定的な経費の算定過程や削減の達成状況については、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において、当該経費の算定上除外している費用や固定的な経費の推移等を明示することにより、情報開示を充実させます。

1. 事務及び事業の見直し

（1）経費削減に向けた取組

一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から以下のとおり具体的な目標を設定し、取り組めます。

① 経費の削減

経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標については、印刷局の効率化に関する努力が客観的に反映され、かつ、印刷局の管理困難な売上高に影響されにくいものであることから、引き続き、法人全体

及び工場別の「固定的な経費」を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図ります。

法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、本中期目標期間中の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。

工場別及び本局の固定的な経費については、本中期目標期間中の工場別及び本局の固定的な経費の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に直接影響を及ぼすことを踏まえつつ、可能な限り削減に向けて努めます。

(参考) 前中期目標期間までの固定的な経費の平均額 (見込み)

583億円

注1) 法人全体の固定的な経費＝工場の固定的な経費＋販売費及び一般管理費 (当期総製造費用からの振替額を除く。)

工場の固定的な経費＝当期総製造費用 (版面等費用を除く。)
－変動費

変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当 (当期総製造費用に係るものに限る。)

注2) 中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、固定的な経費から除くものとします。

② 効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、引き続き「経常収支率」を採用し、毎年度100%以上になるよう取り組みます。

さらに、法人全体の管理運営の効率化に関する新たな指標として、売上高に対する販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）の比率を示す「売上高販管費率」を設定し、本中期目標期間中の実績平均値が、前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

注1) 経常収支率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

注2) 売上高販管費率

$$\text{販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）} \div \text{売上高} \times 100$$

注3) 売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。

また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券（以下「銀行券」という。）の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコストの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

平成24年度に導入した原価管理システムについては、円滑な運用を行うことにより、原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や

損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。
また、標準原価計算を採用していることから、原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト意識の更なる向上に取り組めます。

(2) セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。

(3) 情報製品事業における取組

情報製品事業については、官報等の公開前情報に係る情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。

また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、政府の方針に基づき、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間の拡大を実施します。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとします。

(4) その他業務の見直し

① 診療所の管理運営の効率化

各工場に設置している診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、経費の削減に取り組む、更なる効率化を図ります。

② 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。

2. 組織の見直し

(1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成 25 年 10 月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を進めるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないように移転後の体制の検討・整備を確実に実施し、平成 26 年度を目途に両工場を統合します。

(2) 人件費の削減

人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組むとともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応します。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、山の手線内にある全ての宿舎（神宮前宿舎、神宮前第 2 宿舎、神宮前第 3 宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）について廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、引き続き削減に向けた取組を行います。

3. 保有資産の見直し

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。

(1) 虎の門工場敷地の適切な処分

虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度に滝野川工場敷地内へ移転を行う予定であり、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。

(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分

政府刊行物の普及を行うため全国 10 か所に設置していた政府刊行物サービス・センターについては、平成 24 年度末までに全て閉店し廃止することとしたため、国庫納付の方法等について関係部局と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います（賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。）。また、西ヶ原第 2 敷地についても、同様に国庫納付の方法等について関係部局等と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います。

(3) 東京病院敷地の適切な処分

前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成 25 年度中に速やかに国庫納付を行います。

(4) 廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、宿舎廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。

(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時には地域住民の避難施設等として使用する（体育館については小田原市の防災拠点施設として指定されている。）こととしているため、災害時の活用の在り方等について検討を行い、保有の必要性や有効活用の方法について結論を得ます。

4. 内部管理体制の強化

印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、内部統制の強化に向け、リスク管理やコンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むとともに、情報の管理、製品の管理、防災管理を徹底するなど、内部管理体制を強化します。

具体的には、以下の事項に取り組みます。

(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保

リスク管理の徹底に引き続き取り組むとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事監査への適切な対応などを通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。

具体的には、リスク情報について迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理に取り組むとともに、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各機関での巡回説明会、コンプライアンス週間における講演会、階層別研修での知識付与等の啓発活動や研修に取り組みます。

(2) 情報の管理

国民生活及び社会経済に影響を及ぼす製品の偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理に取り組みます。

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準を踏まえた情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組めます。

(3) 製品の管理

製造工場において、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行うなど管理体制の徹底に取り組むとともに、警備体制の維持・強化を図り、製品の盗難を防止します。

(4) 防災管理

地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、災害発生時のマニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組めます。

また、緊急時においても事業の継続が求められる主要業務について国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定するとともに、継続的に改善を行うことにより、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入し運用を開始します。

5. その他の業務全般に関する見直し

上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行います。

(1) 給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を印刷局ホームページにおいて公表します。

(2) 随意契約等の適正化の推進

契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。

具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。

競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。

また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。

(3) 業務・システムの最適化計画の実施

業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組みます。

(4) 公益法人等への会費支出の見直し

公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があって会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。

Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

1. 通貨行政への参画

(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

通貨制度の安定に寄与するため、国内外における銀行券の動向について調査を行います。具体的には、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局等との情報交換を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。

また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行います。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画を策定し、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。

具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、製造工程において、将来の品質管理・保証装置の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、銀行券製造技術の高度化を図ります。

さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組めます。

研究開発については、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、

中間、事後の評価を更に徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推進や質の向上に向けて取り組みます。

また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ的確に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

なお、本中期目標期間中の目標を以下のとおりとします。

- ① 国内外の会議、学会等での発表・参画 年平均60件以上
- ② 特許の出願件数 年平均60件以上

(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。

通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の必要が生じた場合においても適切に対応します。

(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。

具体的には、ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信、国立印刷局博物館の展示内容の充実や特別展示の開催、外部のイベントへの出展や協力等において、国民に分かりやすい内容となるような企画を行うなどの取組に努めます。

さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。

また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。

(5) 国際対応の強化

通貨に関する国際的な課題に対応し、海外の関係当局との連携や情報交換等を円滑に行うなど、国際対応の強化に取り組みます。

この一環として、環太平洋銀行券製造機関会議、欧州銀行券会議等の国際会議において、積極的な情報交換を行います。

これらの国際会議への参加を含め、財務省と一体として通貨行政を担いつつ、銀行券の製造等について国際的な水準の維持に取り組みます。

注)「環太平洋銀行券製造機関会議」は環太平洋付近の国々、「欧州銀行券会議」はヨーロッパ地域にある国々における、政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的として開催されている会議です。

(6) 製品設計力の強化

銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組みます。

なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り組みます。

2. 銀行券の製造等

(1) 銀行券の製造

① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成

投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成します。

② 柔軟で機動的な製造体制の構築

銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより対応していきます。

③ 高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底した品質管理を行います。

具体的には、新たな品質管理・検査装置の導入等により品質管理を徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組みます。

また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組みます。

なお、本中期目標期間中において、製紙・印刷部門とも、検査装置の機能向上・拡大設置による検査方法の見直しを予定しています。

(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関

係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。具体的には、平成 25 年度中に必要な体制を構築し、調査及び情報収集などを行うとともに、外国技術者の研修受入れや専門技術者の育成・派遣などに取り組みます。

3. 旅券、印紙等の製造等

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。

製造に当たっては、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組みます。

また、旅券については、平成 25 年度以降に発給が開始される次期旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化、製造設備に関する研究開発に取り組みます。

その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変更の要請等に迅速かつ適切に対応していきます。

4. 官報、法令全書等の提供等

官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、官報等の公開前情報について、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行うこと等により情報管理を徹底しつつ、国の要請に柔軟に対応し、迅速かつ確実な製造を行います。

なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における緊急官報の製造・発行について、迅速かつ確実に行うとともに、国会用製品等の製造についても、緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。

官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進として、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間を拡大するなどの取組を行います。

また、引き続き、関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うなど、訂正記事箇所数の削減に取り組み、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が100以下となるよう取り組みます。

注) ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）。

Ⅲ. 予算、収支計画、資金計画

業務運営の効率化に関する目標を踏まえた中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成します。

業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。

また、事業全体についての経営指標として「経常収支率」を選定し、また、新たに更なる効率化を表わす指標として「売上高販管費率」を選定することにより、本中期目標期間中、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合にも十分対応できる健全な財務内容の維持・改善に取り組みます（I. 1. (1)「経費削減に向けた取組」参照）。

さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

本中期目標期間の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。

なお、人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用として、本中期目標期間中総額138,488百万円の支出を見込んでいます。

1. 平成25年度～平成29年度予算

平成25年度～平成29年度予算

区 分	金額(百万円)
収入	
業務収入	347,571
その他収入	3,718
計	351,289
支出	
業務支出	288,595
人件費支出	191,392
原材料支出	29,424
その他業務支出	67,779
施設整備費	67,761
計	356,356

注1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものであり、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することがあります（収支計画及び資金計画についても同様です）。

○事業収入として、銀行券は平成25年度以降31.5億枚の製造量を前提にした計数により見込んでいます。

○人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 平成25年度～平成29年度収支計画

平成25年度～平成29年度収支計画

区 分	金額（百万円）
収益の部	
売上高	331,020
営業外収益	2,175
特別利益	0
計	333,195
費用の部	
売上原価	267,146
販売費及び一般管理費	41,886
営業外費用	1,199
特別損失	1,791
計	312,022
当期純利益	21,173
目的積立金取崩額	0
当期総利益	21,173

注1) 平成26年度予定の年金財政再計算に伴い、整理資源に係る退職給付債務額の見直しを行うため費用の金額を変更する場合があります。

なお、整理資源とは、現在支給されている共済年金のうち、昭和34年10月前の恩給期間を有する者に支給される年金に係る負担をいいます。

注2) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 平成25年度～平成29年度資金計画

平成25年度～平成29年度資金計画

区 分	金額（百万円）
資金収入	851,957
業務活動による収入	350,005
業務収入	331,085
その他収入	18,920
投資活動による収入	501,122
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	830
資金支出	851,076
業務活動による支出	304,048
原材料支出	28,041
人件費支出	192,125
その他支出	83,882
投資活動による支出	545,599
財務活動による支出	1,429
次期中期目標期間への繰越金	881

注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等及び東京病院の建物の移譲に係る国庫納付額は、計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

IV. 短期借入金の限度額

予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。

注) 限度額の考え方

事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

以下の保有資産について、不要財産として処分を行います。

- 札幌政府刊行物サービス・センター、仙台政府刊行物サービス・センター、名古屋政府刊行物サービス・センター、大阪政府刊行物サービス・センター、広島政府刊行物サービス・センター、福岡政府刊行物サービス・センター及び沖縄政府刊行物サービス・センターの建物等については、平成 25 年度中に現物を国庫納付します。
- 霞が関政府刊行物サービス・センター及び大手町政府刊行物サービス・センターについては、平成 26 年度末までに現物を国庫納付します。
- 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成 25 年度中に速やかに現物を国庫納付します。また、建物等の譲渡収入については、国庫納付までの間に発生する敷地貸付料収入を含め、平成 25 年度中に速やかに国庫納付します。
- 旧日原倉庫の建物等については、平成 25 年度中に売却し、その譲渡収入を国庫納付します。

VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

Vに規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。

VII. 剰余金の使途

施設、設備関連（研究開発や環境保全関連を含む。）の更新・拡充など業務運営に必要なものに充当します。

VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

1. 人事に関する計画

(1) 人材の効果的な活用

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう努めます。

(2) 研修計画

国内外の大学などへの派遣を含め、専門的知識の付与、技術・技能の向上等、職員のより一層の資質向上のための研修計画を策定し着実に実施します。

本中期目標期間中の目標については、以下のとおりとします。

- | | | |
|--------------------|--------|-----------|
| ① 研修 | 研修コース数 | 年平均24件以上 |
| | 対象者数 | 年平均800名以上 |
| ② 派遣（国内外の大学・研究機関等） | | 年平均10名以上 |

2. 施設、設備に関する計画

本中期目標期間においては、今後の事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新（高機能設備への更新を含む。）、次期改刷に向けた研究開発に必要な投資並びに虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内への移転に伴う施設整備を主体とした計画を策定し、着実に実施します。

計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資

目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。

本中期目標期間の施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。

平成25年度～平成29年度施設、設備に関する計画

区 分		金額（百万円）
施設関連	製紙部門	6,407
	印刷部門	9,749
	共通部門	1,241
	小計	17,398
設備関連	製紙部門	8,752
	印刷部門	36,351
	共通部門	3,940
	小計	49,044
合 計		66,442

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を策定し着実に実施します。

(1) 労働安全の保持

安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。

(2) 健康管理の充実

今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行います。

また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、メンタルヘルス対策に取り組みます。

4. 環境保全に関する計画

地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し着実に実施します。

特に、温室効果ガス排出量の削減については、環境問題における喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き環境保全に係る指標とし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大についての検討や、重油ボイラーの温室効果ガスの発生が少ない天然ガスボイラーへの更新などの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成13年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。

廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組

むことにより、本中期目標期間中の廃棄物排出量の実績平均値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、8%以上削減できるよう取り組みます。

また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新や役職員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。

さらに、引き続き環境報告書を作成し、環境保全に関する計画に基づく廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、環境に対する取組について、印刷局ホームページにおいて公表するとともに、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律に基づいた環境物品の調達に取り組みます。

5. 前中期目標期間終了時の積立金の使途

独立行政法人国立印刷局法第15条第2項に基づき、前中期目標の期間の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。